

電子納品等運用ガイドライン
【土木工事編】

平成 31 年 3 月

横 浜 市

(適用日：令和元年10月1日)

-目次-

【共通編】	1
1. 電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】について	1
1.1. 位置づけ	1
1.2. 適用する事業	2
1.3. 本ガイドラインに係わる基準類の関係	3
1.4. 問い合わせ	5
1.5.用語の定義	6
1.6. 電子成果品とする対象書類の考え方	7
1.7. 工事完成図書と電子成果品の関係	7
1.8. 電子成果品の構成	8
1.9. 電子成果品のフォルダとファイルの構成	9
1.10. 複合工事の場合の電子成果品	11
【基本編】	12
2. 全体の流れ	12
3. 発注時の準備	15
3.1. 業務成果品の内容確認	15
3.2. 発注図の作成・貸与	15
3.2.1. 発注図の作成	15
3.2.2. 発注図の貸与	16
4. 事前協議	18
4.1. 協議事項	18
4.2. 施工中の情報交換・共有方法の決定	18
4.3. 電子成果品とする対象書類の決定	19
4.4. その他の事項の決定	19
5. 電子成果品の作成と納品	20
5.1. 作業の流れ	20
5.2. 工事管理ファイル	21
5.2.1. 工事管理ファイルの作成	21
5.2.2. CORINS と共通する項目の記入について	21
5.2.3. 受注者コードの取り扱い	22
5.2.4. 水系一路線情報の取り扱い	22
5.2.5. 境界座標の記入について	23
5.3.工事完成図データ 【DRAWINGF】	24

5.3.1. 図面ファイルの作成	24
5.3.2. 図面管理ファイルの作成	24
5.3.3. 図面ファイルの命名	24
5.3.4. 工事完成図フォルダ（DRAWINGF）の格納イメージ	25
5.4. 台帳データ 【REGISTER】	26
5.4.1. 台帳ファイルの格納	26
5.4.2. 台帳管理ファイルの作成	26
5.4.3. 台帳オリジナルファイルの命名	27
5.4.4. 台帳フォルダ（REGISTER）の格納イメージ	27
5.5. 地質データ 【BORING】	28
5.5.1. 一般事項	28
5.5.2. 地質データフォルダの格納イメージ	28
5.6. その他資料データ 【OTHRs】	29
5.6.1. 一般事項	29
5.6.2. その他管理ファイルの作成	29
5.6.3. その他オリジナルファイルの命名	29
5.6.4. その他サブフォルダの命名	30
5.6.5. その他フォルダ（OTHRs）の格納イメージ	30
5.7. 電子成果品の作成における留意点	31
5.7.1. 一般事項	31
5.7.2. 電子成果品のチェック	32
5.7.3. 電子媒体への格納	35
5.7.4. ウイルスチェック	35
5.7.5. 電子媒体等の表記	37
5.7.6. 電子媒体が複数枚になる場合の処置	38
5.7.7. 電子媒体納品書	40
5.8. 電子成果品の確認における留意点	41
5.8.1. 電子媒体の外観確認	41
5.8.2. ウイルスチェック	41
5.8.3. 受注者チェック結果の確認	41
5.8.4. 電子成果品の内容の確認	41
6. 工事写真（電子）の作成と提出	43
6.1. 作業の流れ	43
6.2. 工事写真データ 【PHOTO】	44
6.2.1. 写真ファイル等の作成	44
6.2.2. 写真管理ファイルの作成	46

6.2.3.	写真ファイル・参考図ファイルの命名	47
6.2.4.	工事写真フォルダ（PHOTO）の格納イメージ	47
6.2.4.	工事写真フォルダ（PHOTO）の格納イメージ	48
6.3.	工事写真（電子）の電子媒体への格納	49
6.4.	工事写真（電子）の提出	49
7.	工事帳票（電子）の作成と提出	50
7.1.	施工計画書データ【PLAN】	50
7.1.1.	オリジナルファイルの作成	50
7.1.2.	施工計画書管理ファイルの作成	51
7.1.3.	施工計画書オリジナルファイルの命名	51
7.1.4.	施工計画書フォルダ（PLAN）の格納イメージ	52
7.3.	打合せ簿データ【MEET】	53
7.3.1.	打合せ簿オリジナルファイルの作成	53
7.3.2.	打合せ簿管理ファイルの作成	54
7.3.3.	打合せ簿オリジナルファイルの命名	54
7.3.4.	打合せ簿フォルダ（MEET）の格納イメージ	55
7.4.	その他資料データ【OTHRs】	55
7.5.	工事帳票の電子媒体への格納	55
7.6.	工事帳票（電子）の提出	56
8.	検査	57
8.1.	工事完成図書検査	57
8.1.1.	紙の成果品の検査	57
8.1.2.	電子成果品の検査	57
8.2.	工事書類検査	58
8.2.1.	紙の工事書類検査	58
8.2.2.	工事書類の電子検査	58
9.	保管管理	60
9.1.	電子納品・地盤情報活用サービスへの登録	60
9.2.	工事書類（電子）の保管（短期保存の書類）	60
	【参考資料編】	61
10.	参考資料	61
10.1.	スタイルシート（XSL ファイル）の活用	61
10.2.	事前協議チェックシート（土木工事用）	62
10.3.	用語解説	63
11.	補足	74
11.1.	CALS/EC と電子納品	74

11.2.電子納品を構成する成果物について	75
11.2.1.管理ファイルについて	75
11.2.2.DTD について.....	76
11.2.3.XML ファイルの開き方、修正方法.....	76
11.2.4.フォルダ名とファイル名について.....	76
11.2.5.図面データ形式について	77
11.2.6.使用文字について.....	77
11.3.電子納品作成に必要な機材	78
11.4.横浜市での図面の電子納品に関する基本的対応方針.....	80

【共通編】

1. 電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】について

1.1. 位置づけ

電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（以下、「本ガイドライン」という。）は、「工事完成図書の電子納品等要領」に従い電子的手段により引き渡される成果品を作成するにあたり、発注者と受注者が留意すべき事項等を示したものです。

また、業務の電子納品にあたっては、別途、電子納品運用ガイドライン【業務編】、CAD製図基準に関する運用ガイドライン、電子納品運用ガイドライン【測量編】、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】が策定されていますので、それらを参照してください。

電子納品要領・基準及びガイドラインは、「1.4 問い合わせ」に示すホームページ等で最新版、適用開始時期、正誤表等を確認してください。

なお、本ガイドラインでは国土交通省ガイドラインにおける請負者、受注者および調査職員、監督職員の表示について、本市契約約款、仕様書等に記載されている請負人、受託者および監督員に変更しています。

1.2. 適用する事業

本ガイドラインは、次に示す横浜市が発注する次の事業に適用します。

- ア) 河川事業
- イ) 道路事業
- ウ) 公園事業
- エ) 下水道事業
- オ) 港湾事業
- カ) その他土木工事等

建築・建築設備、電気通信設備、機械設備工事に関しては、次のガイドラインを参照してください。

- ア) 建築・建築設備 電子納品運用ガイドライン建築・建築設備編
- イ) 電気通信設備 電子納品運用ガイドライン電気通信設備編
- ウ) 機械設備工事 電子納品運用ガイドライン機械設備工事編

1.3. 本ガイドラインに係わる基準類の関係

本ガイドラインに係る基準類の関係を次に示します。なお、要領・基準及びガイドラインは、「1.4 問い合わせ」に示すホームページ等で最新版、適用開始時期、正誤表等を確認してください。

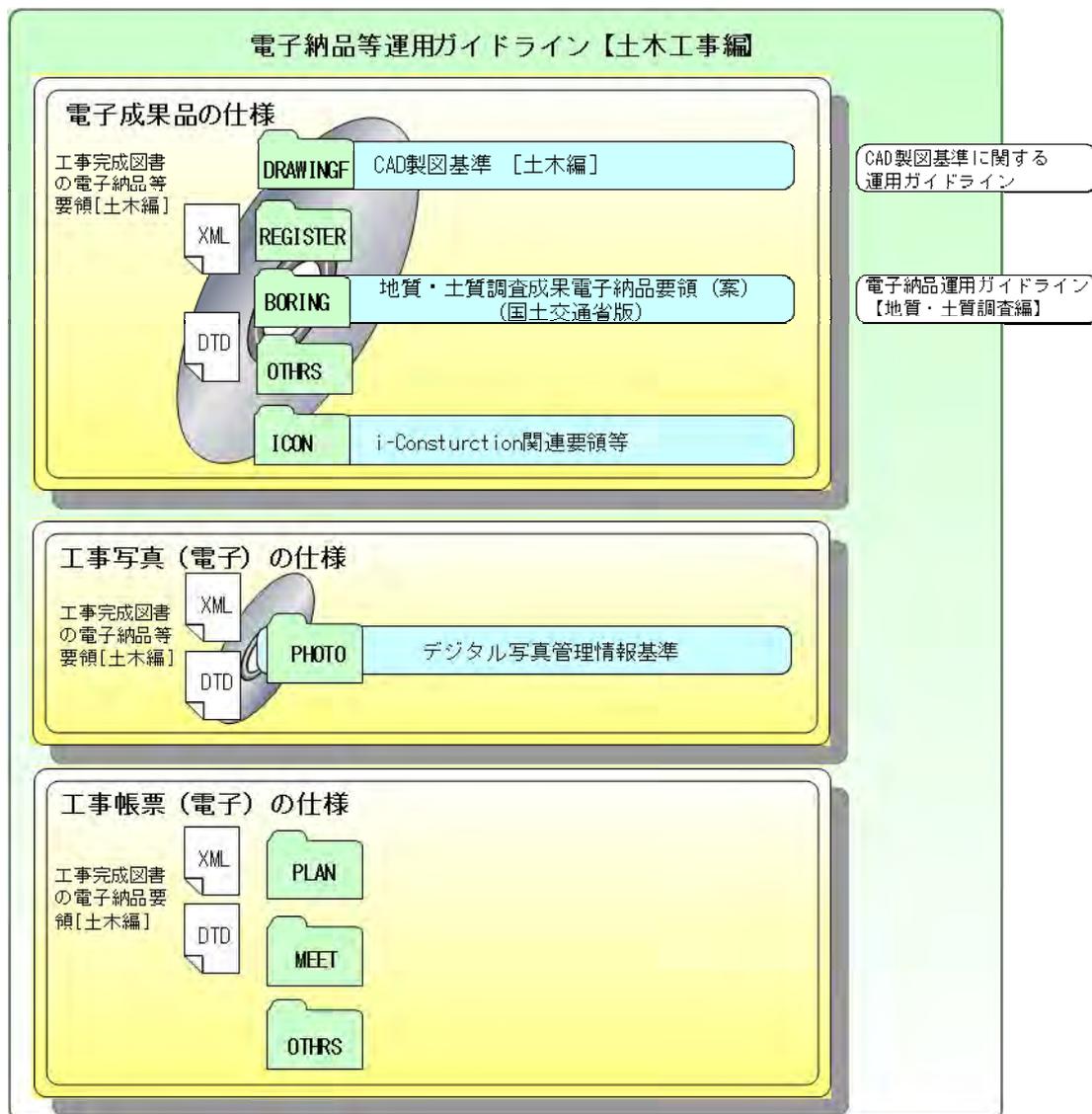


図 1-1 本ガイドラインに係わる基準類の関係

(1) 電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(本ガイドライン)

(2) 工事完成図書の電子納品等要領【土木編】

工事の電子成果品を作成する際のフォルダ構成やファイル形式等、電子成果品の仕様等について定めたものです。(以下、「電子納品要領(工事)」という。)

(3) CAD 製図基準【土木編】

CAD データ作成に当たり必要となる属性情報(ファイル名、レイヤ名等)、フォルダ構成、ファイル形式等の標準仕様を定めたものです。(以下、「CAD 基準」という。)

(4) デジタル写真管理情報基準

写真(工事・測量・調査・地質・広報・設計・その他)の原本を電子媒体で提出す

る場合のファイル名や属性情報等の標準仕様を定めたものです。(以下「デジタル写真基準」という。)

(5) **地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省版）**※¹

地質・土質調査の電子成果品を作成する際のフォルダ構成やファイル形式等、電子成果品の仕様等を定めたものです。(以下、「電子納品要領（地質）」という。)

(6) **CAD 製図基準に関する運用ガイドライン**

「CAD 製図基準」による、CAD データの取り扱いについて、発注者と受注者が留意すべき事項及び参考となる事項を示し、統一的な運用を定めたものです。(以下、「CAD ガイドライン」という。)

(7) **電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】**

地質・土質調査の電子成果品作成について、発注者と受注者が留意すべき事項及び参考となる事項を示し、統一的な運用を定めたものです。(以下、「地質ガイドライン」という。)

(8) **i-Construction 関連要領等**

i-Construction に係るデータの作成、格納方法を示すため作成したものです。

※¹ 横浜市版としては未策定のため、国土交通省版を使用します。⁴

1.4. 問い合わせ

電子納品に関する最新の情報及び問い合わせについては、横浜市の Web サイト「公共事業の IT 化（CALS/EC）の推進」ページや国土交通省「電子納品に関する要領・基準」Web サイト（以下、「電子納品 Web サイト」という。）を確認してください。

また、電子納品 Web サイトの「Q&A」のページには、これまでに寄せられた電子納品に関する問い合わせと回答が掲載されています。

(1) 横浜市「公共事業の IT 化（CALS/EC）の推進」Web サイト

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/

(2) 国土交通省「電子納品に関する要領・基準」Web サイト

<http://www.cals-ed.go.jp/>

(3) 国土交通省「電子納品に関する要領・基準」Web サイト Q&A ページ

http://www.cals-ed.go.jp/inq_qanda/

1.5. 用語の定義

(1) 電子納品

本ガイドラインにおける電子納品とは、受注者が監督員に対して電子成果品を納品することを指します。

(2) 電子成果品

本ガイドラインにおける電子成果品とは、工事の共通仕様書等において規定する資料のうち、電子的手段によって監督員に納品する成果品となる電子データであり、各電子納品要領・基準^{※2}に基づいて作成した電子データを指します。

(3) 電子媒体

本ガイドラインにおける電子媒体とは、CD-R、DVD-R または BD-R を指します。

(4) オリジナルファイル

本ガイドラインにおけるオリジナルファイルとは、「CAD、ワープロ、表計算ソフト等で作成した電子データ」を指します。なお、PDF ファイル等も含まれます。

(5) 工事写真

工事発注前及び工事完成、また、施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を「工事写真撮影基準」により撮影したものを指します。なお、工事写真の電子データは「デジタル写真基準」に基づき作成してください。

(6) 工事帳票

施工計画書、工事打合せ簿、工事材料検査申請書、建設副産物確認処分届、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出さ

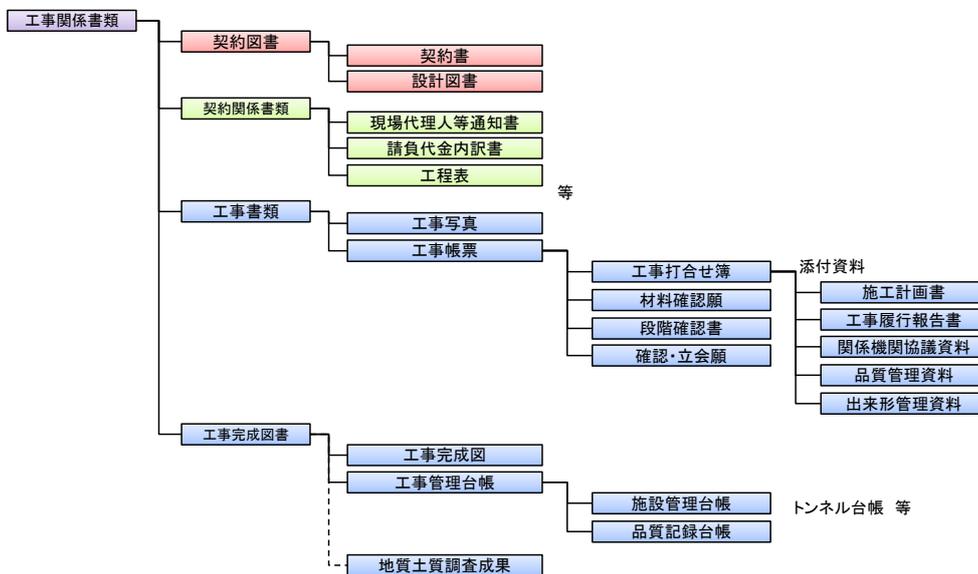


図 1-2 土木工事における「工事関係書類」の体系図

^{※2} 各電子納品要領・基準：電子成果品を作成する際のフォルダ構成やファイル形式の仕様等について記載したものです。工事では「工事完成図書の電子納品等要領[土木編]」「CAD製図基準[土木編]」「デジタル写真管理情報基準」「地質・土質調査成果電子納品要領(案)」、業務では「設計業務等の電子納品要領[土木編]」「CAD製図基準[土木編]」「デジタル写真管理情報基準」「測量成果電子納品要領」(国土交通省版)「地質・土質調査成果電子納品要領(案)」(国土交通省版)を指します。電子納品要領・基準については、「11.2 国土交通省版規定類との対応関係」を参照ください。

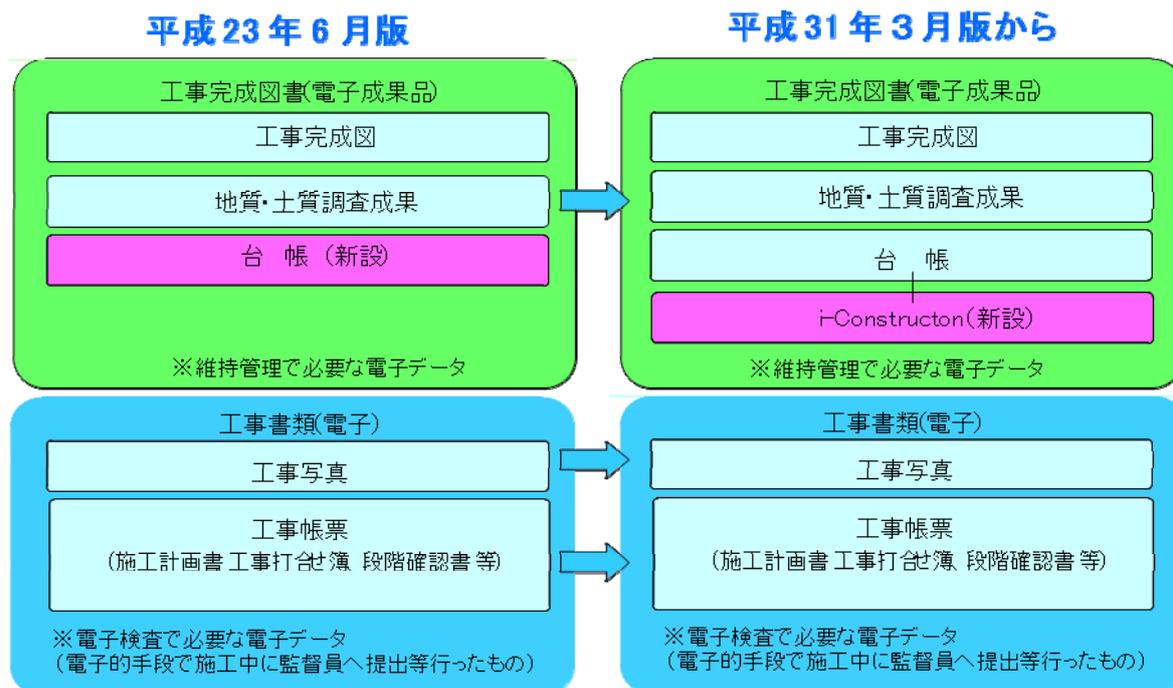


図 1-3 電子データで用意する工事完成図書及び工事書類

1.6. 電子成果品とする対象書類の考え方

土木工事において電子成果品として作成を求める書類の考え方は以下のとおりです。

ア) 維持管理を目的として長期保存すべき書類

イ) 次フェーズ以降で電子データの利活用が確実な書類

上記ア)イ)に該当する電子成果品は以下のとおりです。

- ・ 施設管理台帳データなど（台帳）
- ・ CAD データ（工事完成図）
- ・ 地質データ（地質・土質調査成果）
- ・ i-Comstruction データ

上記電子成果品のファイル形式等はそれぞれ「電子納品要領・基準」による他、受発注者間の事前協議により確認します。

1.7. 工事完成図書と電子成果品の関係

工事完成図書は、電子成果品と紙の成果品で構成されます。

土木工事において紙の成果品として作成を求める書類の考え方は以下のとおりです。

ア) 災害時など電子機器が利用不能な状況で必要な書類

イ) 完成検査時に対比をしながら内容の確認が必要な書類

上記ア)イ)に該当する紙の成果品は以下のとおりです。

- ・ 施設基本データ総括表など（台帳）
- ・ 図面（工事完成図）
- ・ 電子媒体納品書
- ・ 電子成果品チェック結果

1.8. 電子成果品の構成

横浜市の土木工事においては、「工事完成図」「台帳」「地質データ」を電子納品の対象とします。「電子納品要領」に従い、提出される電子成果品の構成を次に示します。

各フォルダには、電子成果品として監督員に納品するものを格納します。格納するファイルがないフォルダは、作成する必要がありません。

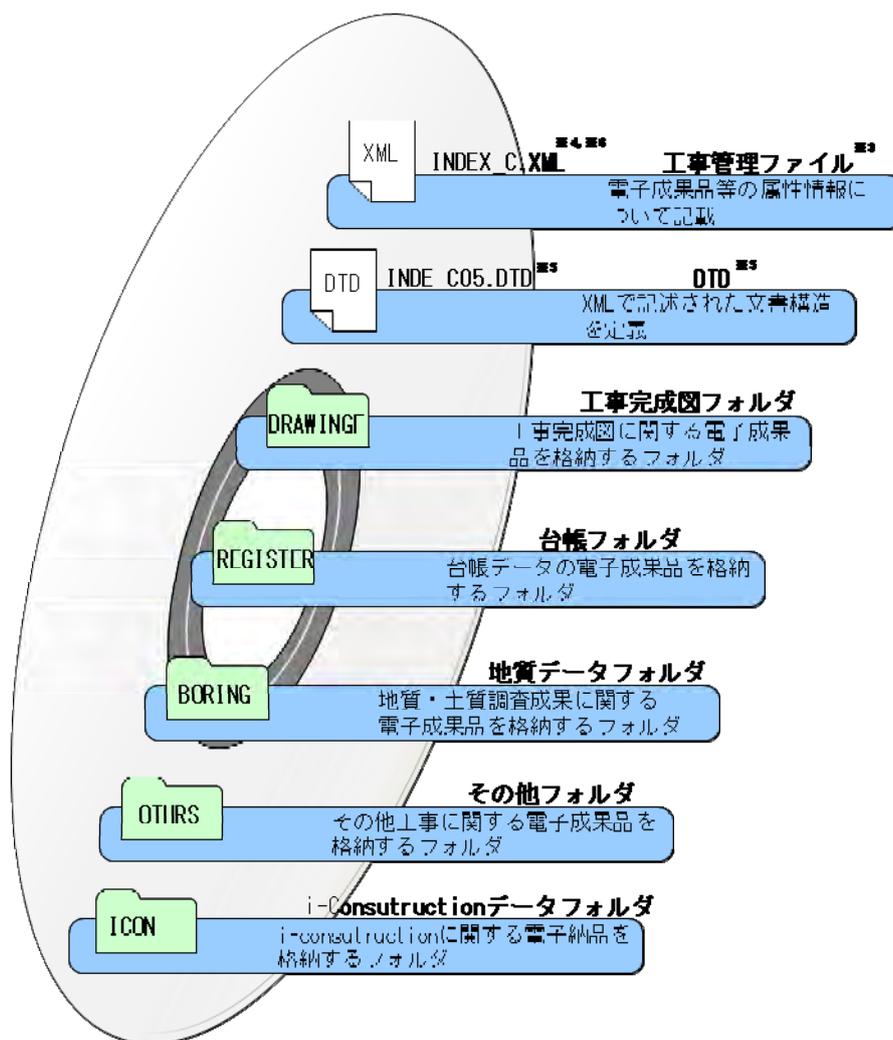


図 1-4 電子媒体に格納される電子成果品のイメージ

- ※3 **工事管理ファイル**：工事の電子成果品を管理するためのファイル。データ記述言語としてXMLを採用しています。電子納品では、電子成果品の再利用時に内容を識別するために、工事に関する管理情報や報告書・図面等の管理情報を電子成果品の一部として納品することにしています。
- ※4 **XML**：文書、データの意味及び構造を記述するためのデータ記述言語の一種です。
- ※5 **DTD**：文書型定義。XML等で文書を記述する際、タグを利用して、データの要素・属性、構造(見出し、段落等)を定義します。管理ファイルとDTDは一組として格納します。
- ※6 **INDEX_C.XML**は、**INDE_C05.DTD**とともに電子媒体のルートに格納します。なお、国土交通省の電子納品 Web サイトには、DTD、XML出力例があり、ファイルが取得できます。

1.9. 電子成果品のフォルダとファイルの構成

土木工事における電子成果品のフォルダとファイルの構成を次に示します。なお、CADデータについては「CAD ガイドライン」を、地質・土質調査については「地質ガイドライン」に従ってください。

表 1-1 土木工事における電子成果品のフォルダとファイルの構成 (1/2)

フォルダ	オリジナルファイルフォルダ	格納する電子成果品	ファイル形式
 電子媒体ルート 工事に関する基礎情報及び電子成果品の構成等を記入した 工事管理ファイルを格納します。		・工事管理ファイル ^{※7} ・DTD ^{※8}	  INDEX_C.XML INDE_C05.DTD (工事管理ファイル)
 工事完成図フォルダ 完成図に関する電子成果品を格納します。		・図面管理ファイル ^{※9} ・DTD ^{※8} ・完成図ファイル ・ラスタファイル ・SAFファイル	     DRAWINGF.XML DRAW04.DTD 完成図ファイル (ラスタファイル) (SAFファイル) (図面管理ファイル) (SXF形式)
 台帳フォルダ 台帳に関する電子成果品を格納します。		・台帳管理ファイル ^{※9} ・DTD ^{※8}	  REGISTER.XML REGIST05.DTD (台帳管理ファイル)
	 台帳オリジナル ファイルフォルダ		 (オリジナルファイル)

※7 市販の電子成果品作成支援ツールなどを利用して作成することができます。事前協議チェックシート及びコリンズのデータをもとに、受注者が作成します。

※8 国土交通省の「電子納品 Web サイト」よりダウンロードすることで入手できます。

※9 市販の電子成果品作成支援ツールなどを利用して作成することができます。

表 1-2 土木工事における電子成果品のフォルダとファイルの構成 (2/2)

フォルダ	オリジナルファイル フォルダ	格納する電子成果品	ファイル形式
 BORING 地質データフォルダ <small>※10</small> 地質・土質調査成果に関する電子成果品を格納します		・地質情報管理ファイル ・DTD ^{※11}	 BORING.XML  BRG0150.DTD (地質情報管理ファイル)
	 DATA ボーリング交換用 データサブフォルダ	・ボーリング交換用データ ・DTD ^{※11}	 BEDNNN.XML (XMLファイル)  BED0300.DTD (DTDファイル)
	 LOG 電子柱状図 サブフォルダ	・電子柱状図	 (PDFファイル)
	 DRA 電子簡略柱状図 サブフォルダ	・電子簡略柱状図	 (P21ファイル)
	 PIC コア写真 サブフォルダ	・コア写真管理ファイル ・DTD ^{※11} ・デジタルコア写真 ・デジタルコア写真管理整理結果	 COREPIC.XML (コア写真管理ファイル)  CPIC0110.DTD  (JPGファイル)
	 TEST 土質試験及び 地盤調査サブフォルダ	・土質試験及び地盤調査管理ファイル ・DTD ^{※11} ・電子土質試験結果一覧表 ・土質試験結果一覧表データ ・電子データシート ・データシート交換用データ ・デジタル試料供試体写真	 GRNDTST.XML (土質試験及び地盤調査管理ファイル)  GTST0200.DTD {データファイル XML} {データファイル DTD} (PDFファイル)  (JPGファイル)
	 OTHR その他の地質・ 土質調査成果 サブフォルダ	・その他管理ファイル ・DTD ・その他の地質・土質調査成果	 OTHRFLS.XML (その他管理ファイル)  OTHR0110.DTD  (オリジナルファイル)
 OTHR その他フォルダ ^{※10} その他、工事に関する電子成果品を格納します。		・その他管理ファイル ・DTD ^{※11}	 OTHRS.XML (その他管理ファイル)  OTHRS05.DTD
	 ORGrnn その他オリジナル	・その他データ	 (オリジナルファイル)
 ICON i-Construction データフォルダ ^{※10} <small>i-Constructionに関する電子成果品を格納します。</small>			格納データは関連要領等を参照してください。

※10 電子納品対象データがない場合はフォルダを作成する必要はありません。

※11 市販の電子成果品作成支援ツールなどを利用して作成することができます。

1.10. 複合工事の場合の電子成果品

土木工事、電気通信設備工事、機械設備工事が一体で発注されるような複合工事の場合、施工中に作成した電子データは、それぞれ該当する事業分野毎に分割整理し、各分野で策定されている電子納品要領・基準及びガイドラインに従い電子成果品を作成します。

資料の分割整理は、監督員と受注者の協議により行うこととしますが、分割が困難なデータについては、双方の電子媒体に格納します。

図面についても、上記と同様としますが、分割した場合の図面番号はそれぞれの電子成果品において、通し番号となるように付番します。

各事業分野で記入する工事管理項目は、以下の項目を除き、同一の内容とします。

- ・ [工事件名等] － [工事分野]
- ・ [工事件名等] － [工事業種]
- ・ [工事件名等] － [工種工法型式] － [工種]
- ・ [工事件名等] － [工種工法型式] － [工法型式]
- ・ [工事件名等] － [工事内容]

※各事業分野において該当する内容を記入します。

- ・ [予備]

※どの事業分野の電子媒体であるかを明確にするため、「土木工事」、「電気通信設備工事」等の事業分野を記入します。

【基本編】

2. 全体の流れ

土木工事において紙の工事帳票で情報交換・共有した場合の電子納品の流れを図 2-1 に示します。紙の工事帳票で提出する場合、従来通り紙の書類で引渡し、瑕疵担保期間の間、保管します。工事完成図書は、電子成果品と紙の成果品の両方を納品しますが、このうち電子成果品は、電子納品要領（工事）に基づいて電子データを作成し、電子媒体に格納して電子納品を行い、長期保管します。工事写真はデジタルカメラが普及していることから、デジタル写真基準に基づき電子データを作成し、電子媒体に格納して提出します。なお、銀塩カメラで撮影した場合は、電子データの提出は不要です。

次に土木工事において電子データにより工事帳票を提出した場合の電子納品の流れを図 2-2 に示します。工事完成図書、工事写真の作業の流れは、紙の工事帳票で提出する場合と同じです。

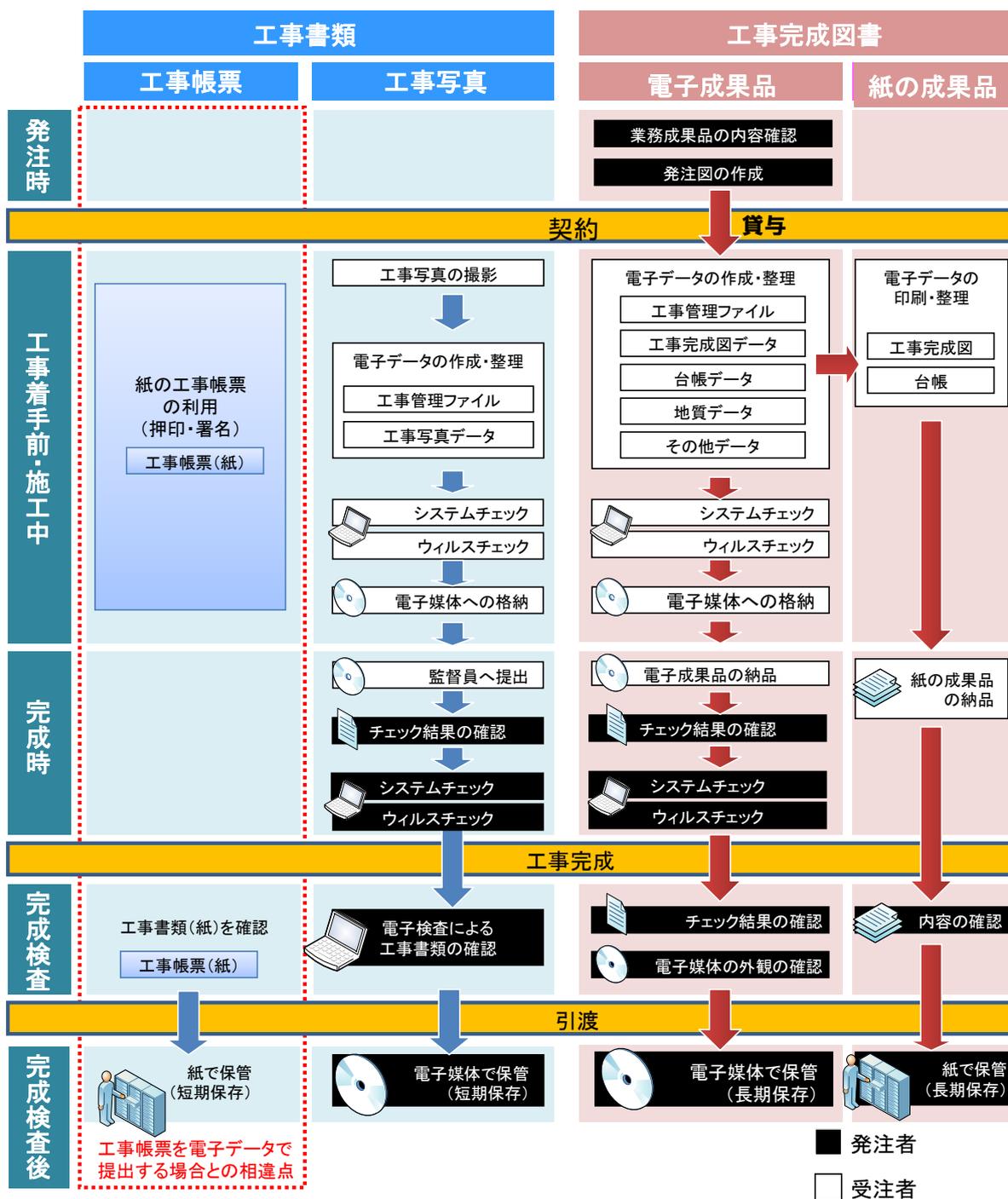


図 2-1 土木工事における電子納品・電子検査の流れ

(工事帳票を紙で提出する場合)

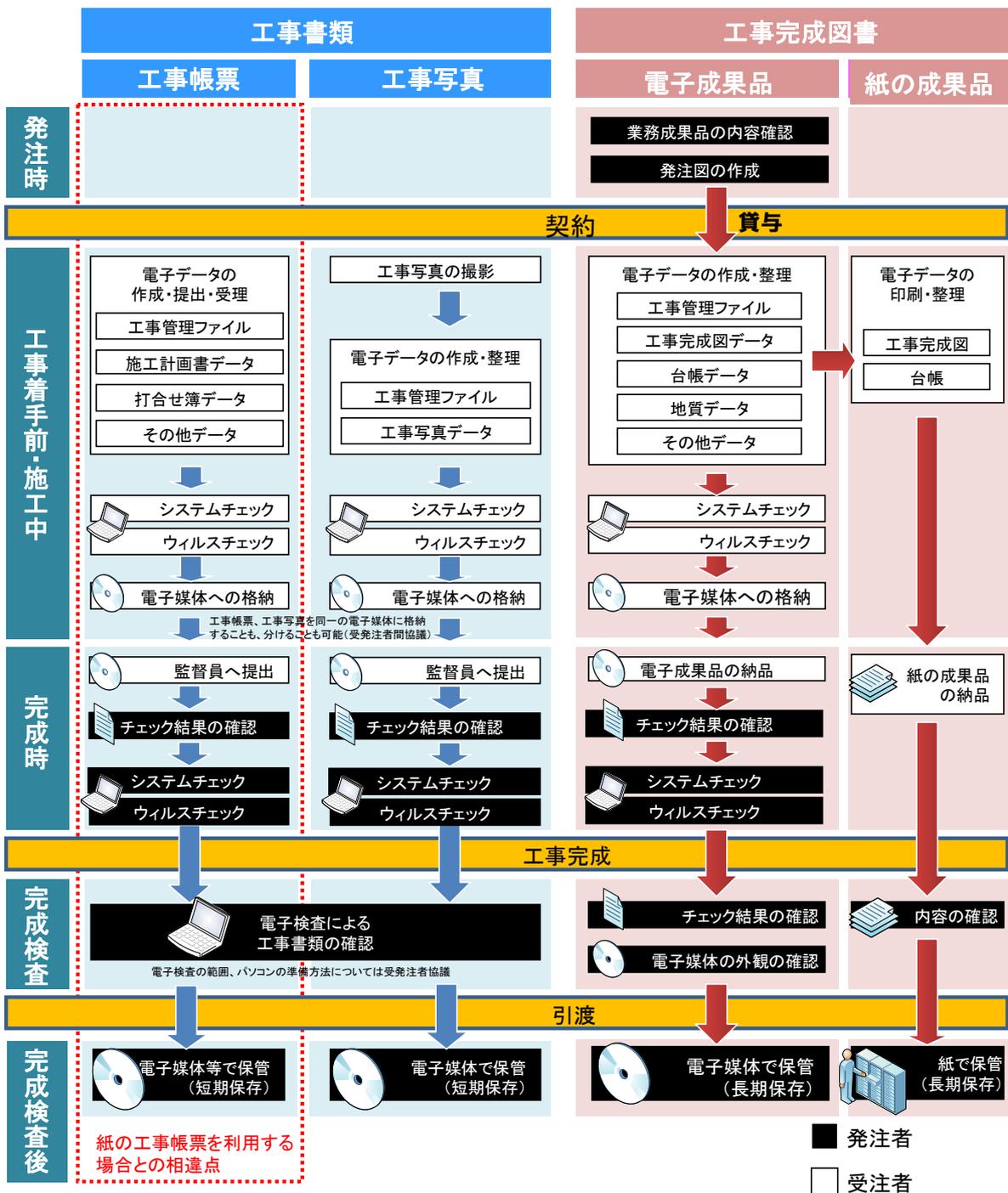


図 2-2 土木工事における電子納品・電子検査の流れ
(工事帳票を電子データで提出する場合)

3. 発注時の準備

3.1. 業務成果品の内容確認

発注者は、設計業務の電子成果品を使用して発注図を作成します。発注図の作成準備にあたり、設計業務の電子成果品について電子納品検査プログラムによりチェックを行い、電子納品要領・基準に適合していること（エラーがないこと）を確認します。

3.2. 発注図の作成・貸与

3.2.1. 発注図の作成

発注者は、受注者に「CAD 基準」に準拠した発注図面を提供するために、業務成果等の CAD データの修正を行います。

主な作業は、CAD データの修正、図番変更、表題欄、ファイル名の付け替え、加筆・修正を行ったレイヤ名の変更等です。

設計成果から必要な図面を抽出し発注図面を作成する場合、図番変更とあわせて、表題欄・ファイル名の変更を行います。

設計段階で使用していたファイル名の責任主体を、ライフサイクルに合わせて D(設計)から C(施工)に付け替えます。改訂履歴は Z から 0 にします。

レイヤ名の責任主体は、レイヤ内容の責任主体を明確にするため、ファイル名の場合と異なり、加筆・修正を行わないレイヤに関しては、発注図面の段階においては、責任主体は D(設計)のままです。

発注図 CAD データ、図面管理ファイルの作成、取扱いの詳細については、CAD ガイドラインの次の章・節を参照してください。

CADデータの修正

⇒ 第1編 共通編 5.3. CADデータ作成に際しての留意点

発注図CADデータ、図面管理ファイルの作成、取扱いの詳細

⇒ 第3編 土木工事編、8.1. 発注図面の作成

CADデータの確認の詳細

⇒ 第3編 土木工事編 10.2. CADデータの確認

CADデータが電子成果品の仕様を満足していない場合

⇒ 第3編 土木工事編 8.2. CAD基準に完全に準拠していない業務成果

3.2.2. 発注図の貸与

発注者は、発注図（変更または追加された設計図も含む）の電子データを受注者に貸与します。発注者が貸与する電子データは、電子成果品の元データとなります。

電子データで貸与する発注図のフォルダ構成及び電子データファイルを次に示します。

表 3-1 貸与する発注図の電子データ

フォルダ	電子データファイル	
<root>	工事管理ファイル	(INDEX_C.XML)
	DTD	(INDE_C05.DTD)
DRAWINGS	図面管理ファイル	(DRAWINGS.XML)
	DTD	(DRAW04.DTD)
	発注図	

(1) 工事管理ファイル (INDEX_C.XML) 等の作成

発注者は、「発注年度」、「工事番号」及び「工事名称」等を記入した工事管理ファイル (INDEX_C.XML) を作成します。

工事管理ファイルは横浜市「電子納品検査プログラム」を用いて作成します。

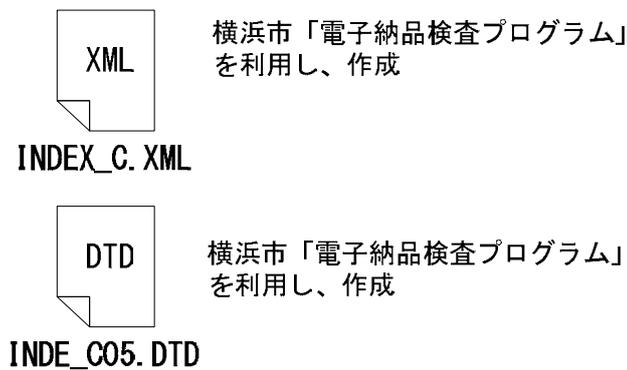


図 3-1 工事管理ファイル及び DTD

(2) 発注図フォルダ (DRAWINGS) への発注図の格納

「CAD 製図基準」に準拠した図面ファイル (SXF 形式) の発注図フォルダ (DRAWINGS) への格納イメージを次に示します。

図面管理ファイルは横浜市「電子納品検査プログラム」を用いて作成します。

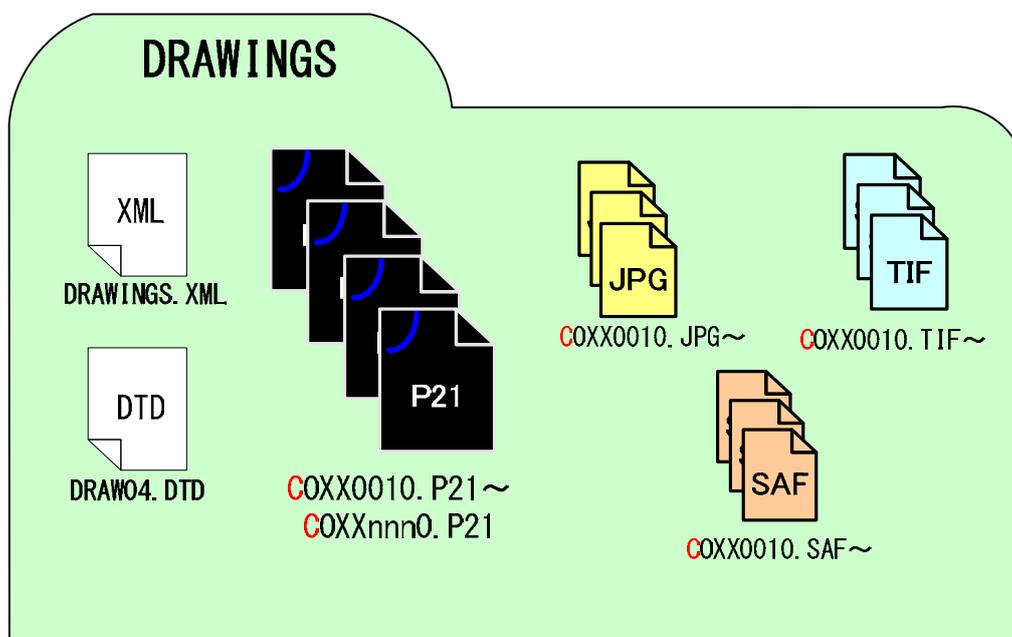


図 3-2 発注図フォルダ (DRAWINGS) の格納イメージ

(3) 貸与の方法

発注者は、電子データとして貸与する発注図を格納した発注図フォルダ (DRAWINGS) を電子媒体により受注者に貸与します。

電子媒体の格納方法については、「5.7.3.電子媒体への格納」を参照してください。

4. 事前協議

4.1. 協議事項

電子納品及び電子検査を円滑に行うため、工事着手時に、事前協議チェックシートを活用し、次の事項について監督員と受注者で事前協議し決定します。

ア) 工事施工中の情報交換・共有方法（工事写真の提出方法、工事帳票の交換・共有方法）

イ) 電子成果品とする対象書類（地質調査の実施）

ウ) その他の事項

なお、事前協議にあたっては、電子納品に関する有資格者^{※12}の活用についても検討してください。

4.2. 施工中の情報交換・共有方法の決定

工事施工中の情報交換・共有については、紙による交換・共有する方法と電子的に交換・共有する方法があります。工事写真の場合は、撮影するカメラの種類（銀塩カメラ、デジタルカメラ）と工事写真の提出媒体（写真帳、ネガ（APS（Advanced Photo System）フィルムの場合はカートリッジフィルム）、電子媒体）について、事前協議により決定します。

なお、施工中の情報交換・共有方法については、「10.2. 事前協議チェックシート（土木工事用）」に記載している事前協議チェックシートを利用して事前協議を行い、決定してください。

情報交換・共有方法の協議の結果から、電子データまたは紙のいずれかで検査、保管管理します。その際の情報の取り扱いは、図4-1のとおりです。電子的に交換・共有されたデータは、完成検査後、「電子納品要領（工事）」に基づくフォルダに格納して保管します。紙の資料は、そのまま紙で保管し、電子化する必要はありません。

	電子	紙
工事写真の整理・とりまとめ	 工事写真 【PHOTO】 デジタルカメラで撮影し、完成時に電子媒体で提出	銀塩カメラで撮影し、完成時に紙・ネガで提出（電子化は不要）
工事帳票の整理・とりまとめ	 施工計画書 【PLAN】  打合せ簿 【MEET】  その他 【OTHRs】 電子データで交換・共有し、完成時に電子媒体で提出	紙資料で交換・共有し、完成検査後に紙で保管（電子化は不要）

図 4-1 検査・保管管理での情報の取り扱い

^{※12} 「電子納品に関する有資格者」とは、技術士（電気電子部門及び情報工学部門）、RCE（Registered CALS/EC Expert）、RCI（Registered CALS/EC Instructor）、SXF 技術者、地質情報管理士等を指します。

4.3. 電子成果品とする対象書類の決定

電子成果品の対象の考え方は、「1.6. 電子成果品とする対象書類の考え方」に示したとおりです。工事着手時に、当該工事の電子成果品対象書類を事前協議で決定します。土木工事における具体的な電子成果品の項目は図4-2のとおりです。電子成果品を格納するフォルダは、電子成果品対象書類を格納する場合だけ作成し、電子成果品対象書類がない場合は作成不要です。

なお、電子成果品とする対象書類については、「10.2. 事前協議チェックシート（土木工事用）」に記載している事前協議チェックシートを利用して事前協議を行い、決定してください。

	フォルダ	
全ての工事に共通	 工事完成図 【DRAWINGF】  台帳 【REGISTER】	
条件	有り	無し
地質調査の実施	 地質データ 【BORING】	フォルダ作成不要
i-Constructionの適用	 i-Construction 地質データ 【BORING】	フォルダ作成不要

図 4-2 電子成果品とする対象書類の決定

4.4. その他の事項の決定

次の事項についても、「10.2. 事前協議チェックシート（土木工事用）」に記載している事前協議チェックシートを利用して事前協議し、決定してください。

- ア) 受注者が作成するオリジナルファイルのファイル形式、ソフトウェア及びバージョン
- イ) 適用する各電子納品要領・基準及びガイドライン
- ウ) インターネットアクセス環境
- エ) 検査の方法

受発注者で全く同じソフトを使用しなければならないわけではありませんが、ファイル交換がスムーズにいくよう、受発注者双方でお互いのソフトで作成したファイルが読めるか確認してください。

5. 電子成果品の作成と納品

電子成果品は、工事目的物がある限り長期的に保管管理する電子データです。一方、電子データで提出する工事帳票及びデジタルカメラで撮影し電子媒体で提出される工事写真は短期的に保管管理する電子データであることから、電子成果品とは異なる取り扱いとなります。

5.1. 作業の流れ

受注者が電子成果品を作成し、監督員へ納品するまでの流れを次に例示します。

受注者は、電子媒体に格納する前に、作業フォルダをハードディスク上に作成し、作業を行います。

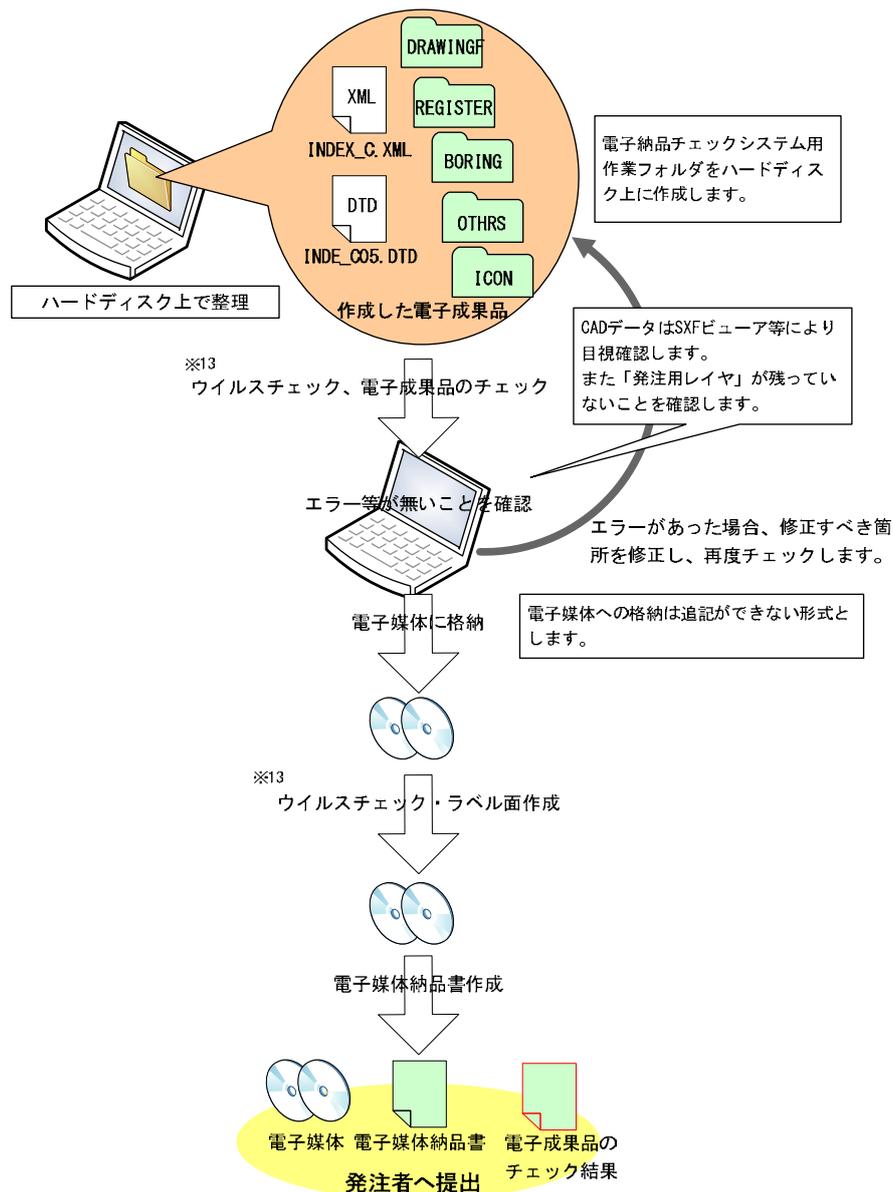
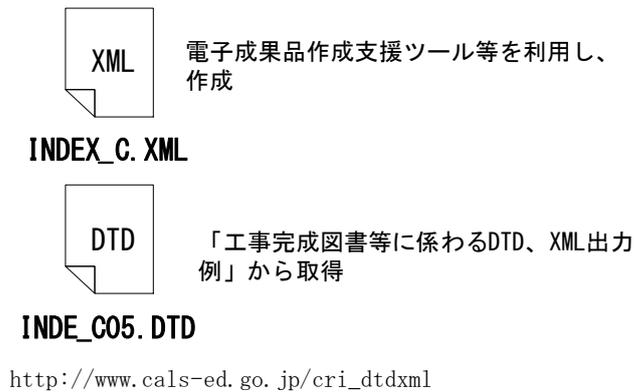


図 5-1 電子成果品作成から電子媒体納品までの流れ

※13 ウイルスチェックは、ウイルス存在の有無の確認、駆除を確実にを行うため、電子媒体へ格納前のハードディスク上の電子成果品、電子成果品格納後の電子媒体で、計2回行うようにします。

5.2. 工事管理ファイル

5.2.1. 工事管理ファイルの作成



受注者は、発注者より電子データとして提供された工事管理ファイル INDEX_C.XML を利用し作成を行うことができます。INDE_C05.DTD は、「電子納品 Web サイト」から取得します。

なお、工事管理ファイルは、市販の電子成果品作成支援ツール等を利用した場合、容易に作成することができます。

図 5-2 工事管理ファイル及び DTD

5.2.2. 各コード類に関する項目の記入について

各コード類に関する項目の記入については、電子納品 Web サイトを参照し記入します。

http://www.cals-ed.go.jp/cri_othedoc/

市販の電子成果品作成支援ツール等には、コリンズから出力されるファイルを利用した入力支援機能を備えたものもあります。

契約金額が 500 万円未満でコリンズ登録対象外工事の場合でも、管理項目を記入する際にはコリンズのコード表を参照してください。

5.2.3. 受注者コードの取り扱い

工事管理項目の「受注者コード」には、横浜市が定める受注者コードを記入してください（電子入札システムの有資格者名簿の業者コード 7 桁）。

5.2.4. 水系一路線情報の取り扱い

工事管理項目の「測点情報」「距離標情報」は、“n + m”の形式とします。マイナス数値の場合でも、n, m それぞれの情報はプラス数値に換算したものを記入してください（記入例-1 参照）。

マイナス数値で管理する必要がある場合は、「測点情報」「距離標情報」には、プラス数値で記入可能な直近の値を記入し、工事管理項目の「予備」に正しい情報を記入してください（記入例-2 参照）。

（記入例-1）「起点側測点」が“001 - 010”の場合

「起点側測点-n」：0

「起点側測点-m」：990



（記入例-2）「起点側測点」が“000 - 100”の場合

「起点側測点-n」：0

「起点側測点-m」：0

「予備」：正しい起点側測点は、000 - 100 である。



※マイナス数値は、0 になります。

※「測点情報」の”n”は4桁、”m”は3桁、「距離標情報」の”n”と”m”は3桁です。

5.2.5. 境界座標の記入について

「境界座標」の測地系は、世界測地系（JGD2011）に準拠します。ただし、境界座標をJGD2000の測地系で取得した場合には、JGD2011の座標に変換する必要はありません。境界座標を入手する方法としては、国土地理院Webサイトの以下のサービスを利用する方法があります。

「測量成果電子納品「業務管理項目」境界座標入力支援サービス」※14

<http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/rect/index.html>

を利用して境界座標を取得できます。

測量成果電子納品「業務管理項目」境界座標入力支援サービス

最初に関く地図は、以下のいずれかの方法を使って指定できます。

- 1. [県名・市町村名から検索する](#)
- 2. [地図を使って検索する](#)

The screenshot shows the web application interface. On the left, there is a sidebar with navigation buttons and a table of coordinates. The main area displays a map with a red rectangle highlighting a specific region. A callout box on the left points to the coordinate table, and another callout box on the right points to the highlighted region on the map.

緯度経度	
東端:	136° 55' 42"
西端:	138° 55' 23"
北端:	34° 42' 39"
南端:	34° 42' 22"

指定した区域の数値を管理項目に記入

手順に沿って対象地域を選択

図 5-3 測量成果電子納品「業務管理項目」境界座標入力支援サービス

境界座標情報は、電子地図上での検索を目的として規定しています。

工事対象が離れた地点に数箇所点在する場合又は広域の場合は、監督員と受注者の間で協議し、[場所情報]を工事範囲全体とするか代表地点とするか決定してください。

一般的には、工事範囲を包括する外側境界を境界座標とします。

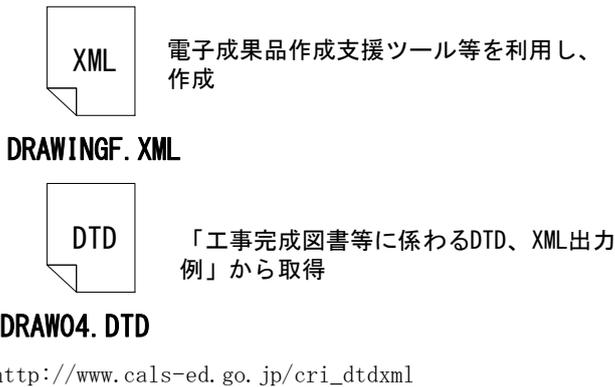
※14 境界座標を取得する画面で、緯度経度及び平面直角座標の値の取得ができます。

5.3. 工事完成図データ 【DRAWINGF】

5.3.1. 図面ファイルの作成

受注者は、「CAD 基準」に従い工事完成図を作成します。「CAD 基準」に従った図面の作成方法や運用については、「CAD 基準」並びに「CAD ガイドライン」を参照してください。

5.3.2. 図面管理ファイルの作成



図面管理ファイル
DRAWINGF.XML を作成する際には、DRAW04.DTD を「電子納品 Web サイト」から取得し、DRAWINGF フォルダへ格納します。

なお、管理ファイルは、市販の電子成果品作成支援ツール等を利用した場合、容易に作成することができます。

図 5-4 図面管理ファイル及び DTD

5.3.3. 図面ファイルの命名

工事完成図ファイルの命名規則を次に示します。詳細については、「CAD ガイドライン」を参照してください。

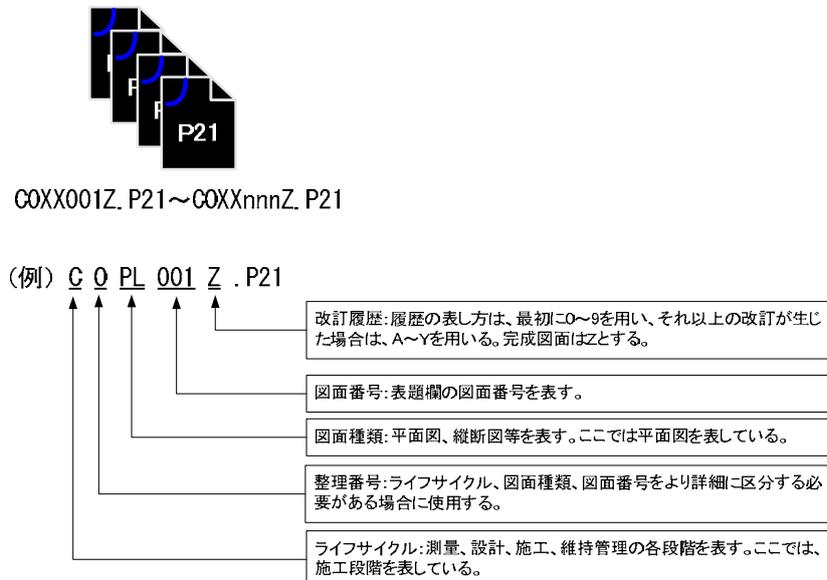


図 5-5 工事完成図ファイルの命名 (例)

ア) ファイル名・拡張子は、半角英数大文字とします。

イ) 格納時のファイル名は「COXX001Z.P21」～「COXXnnnZ.P21」とします。

※P21形式を圧縮したP2Z形式も使用可能です。

5.3.4. 工事完成図フォルダ（DRAWINGF）の格納イメージ

工事完成図フォルダ（DRAWINGF）のフォルダ及びファイルの格納イメージを次に示します。

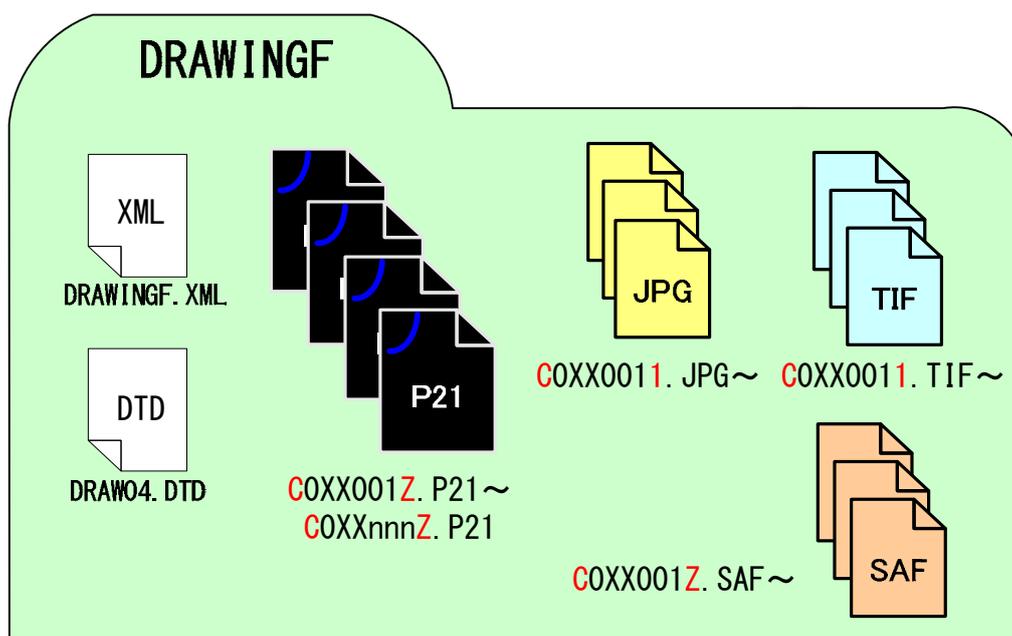


図 5-6 工事完成図フォルダ（DRAWINGF）の格納イメージ（SXF Ver. 3.0 の場合）

5.4. 台帳データ 【REGISTER】

5.4.1. 台帳ファイルの格納

受注者は、電子成果品として、施設管理台帳及び品質管理台帳の電子データを納品する際は、原則、台帳フォルダ（REGISTER フォルダ）に格納します。

台帳管理ファイルにおいて ORGnnn サブフォルダの直下にオリジナルファイルを格納することを原則としますが、ORGnnn サブフォルダ内にフォルダを作成して管理することも可能です。その際、台帳管理ファイルでは、作成したフォルダ及びフォルダ内に格納される管理ファイルの管理は行わないので、フォルダ内のファイルの管理は別に定める台帳データの作成要領等に従ってください。

5.4.2. 台帳管理ファイルの作成

台帳管理ファイルの管理項目は、台帳データファイルの検索、参照するための管理情報です。管理項目のうち、オリジナルファイル管理項目「台帳管理区分-大分類」、「台帳管理区分-小分類」は、以下を参考として記入します。

また、個別の台帳作成要領がある場合は、そちらに従ってください。

表 5-1 台帳管理ファイルの台帳管理区分（例）

台帳管理区分-大分類	台帳管理区分-小分類	備考
施設管理台帳	施設基本データ	施設諸元等にあたる基本データ。データ作成規定がある場合は、それに従う。
	個別台帳	上記の基本データが無い場合。サブフォルダにオリジナルデータを追加。
品質記録台帳	コンクリート品質管理表	サブフォルダにオリジナルデータを追加。

5.4.3. 台帳オリジナルファイルの命名

台帳サブフォルダ（ORGnnn フォルダ）に格納するオリジナルファイルの命名規則は以下の通りです。

ア) ファイル名の拡張子は半角英数大文字

イ) ファイル名は「REG01_01. XXX」～「REGnn_mm. XXX」とします。

なお、上記以外でファイルの命名は、別に定める台帳関係データの作成要領等に規定されている場合があるので、それに従ってください。

5.4.4. 台帳フォルダ（REGISTER）の格納イメージ

台帳フォルダ（REGISTER）への格納イメージを次に示します。

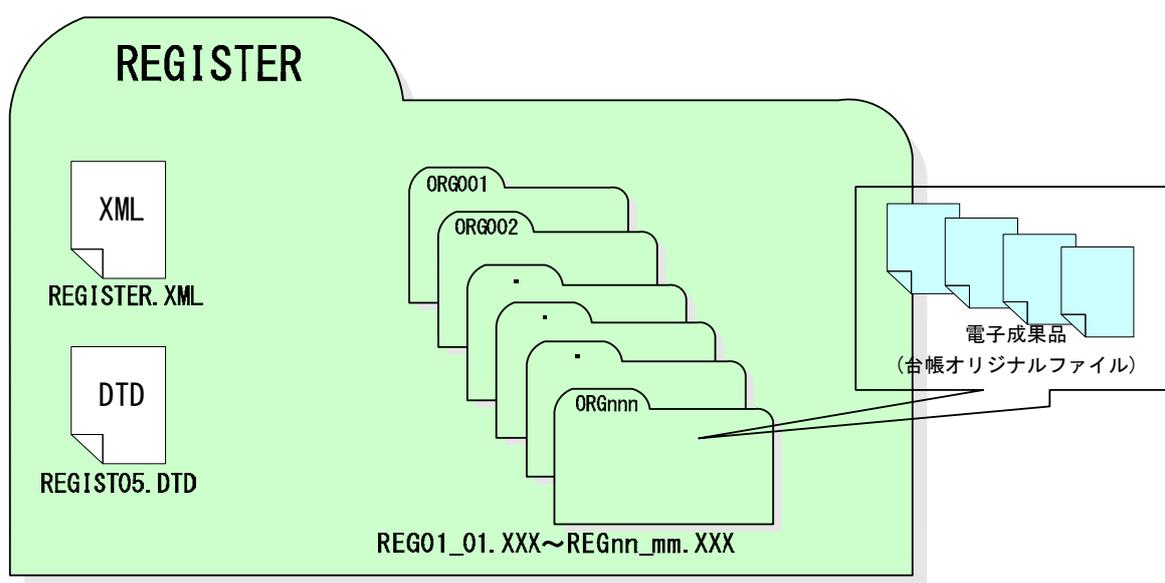


図 5-7 台帳フォルダ（REGISTER）の格納イメージ

5.5. 地質データ 【BORING】

5.5.1. 一般事項

工事中に実施したボーリング等の地質調査データは、「電子納品要領(地質)」に従いデータを作成し、地質データフォルダ（BORING）に格納します。

設計図書において地質調査の実施が明示されておらず、受注者が自主的に実施した地質調査については、「電子納品要領(地質)」に従い電子納品を行う必要はありませんが、今後の事業に有益である場合、監督員と受注者間で協議を行い、電子納品します。

地質データの電子成果品の作成については、「地質ガイドライン」を参照してください。

5.5.2. 地質データフォルダの格納イメージ

地質データフォルダのフォルダ及びファイルの格納イメージを次に示します。

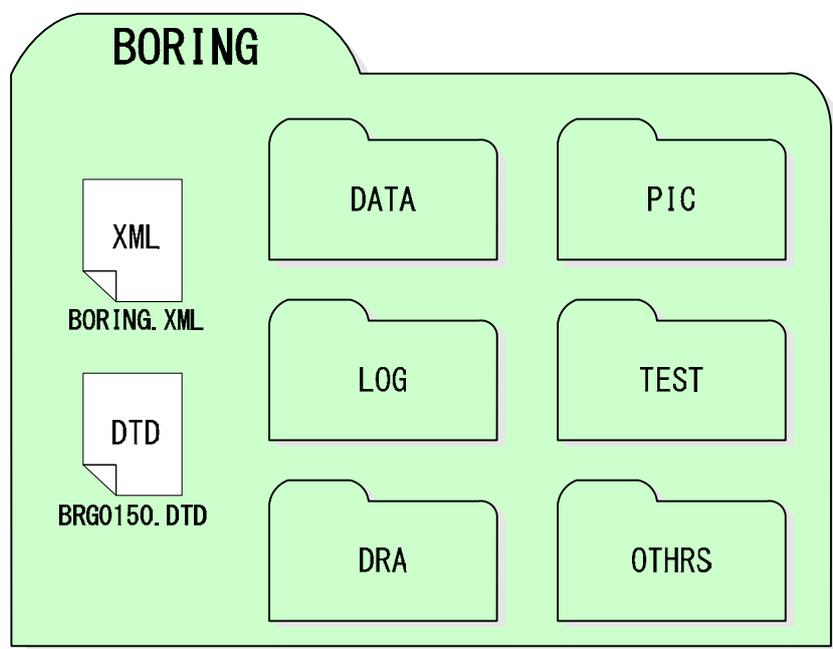


図 5-8 地質データフォルダ（BORING）の格納イメージ

5.6. その他資料データ 【OTHR】

5.6.1. 一般事項

その他フォルダ（OTHR）及びその他サブフォルダ（ORGnnn）は、他のフォルダで管理されない設計図書で納品が定められた電子成果品を格納します。

5.6.2. その他管理ファイルの作成



その他管理ファイル OTHR.XML を作成する際には、OTHR05.DTD を「電子納品 Web サイト」から取得し、OTHR フォルダへ格納します。

なお、管理ファイルは、市販の電子成果品作成支援ツール等を利用した場合、容易に作成することができます。

図 5-9 その他管理ファイル及び DTD

5.6.3. その他オリジナルファイルの命名

その他サブフォルダ（ORGnnn）に格納するその他オリジナルファイルの命名規則を次に示します。

- ア) ファイル名・拡張子は半角英数大文字とします。
- イ) ファイル名 8 文字以内、拡張子 3 文字以内とします。オリジナルファイルは拡張子が 4 文字のファイルでも拡張子そのまま格納できます。

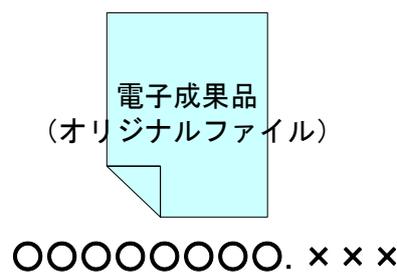


図 5-10 その他オリジナルファイルの命名（例）

5.6.4. その他サブフォルダの命名

その他オリジナルファイルを格納するその他サブフォルダの命名規則を次に示します。

ア) その他サブフォルダ名は半角英数大文字とします。

イ) その他サブフォルダ名は「ORGnnn」とします。

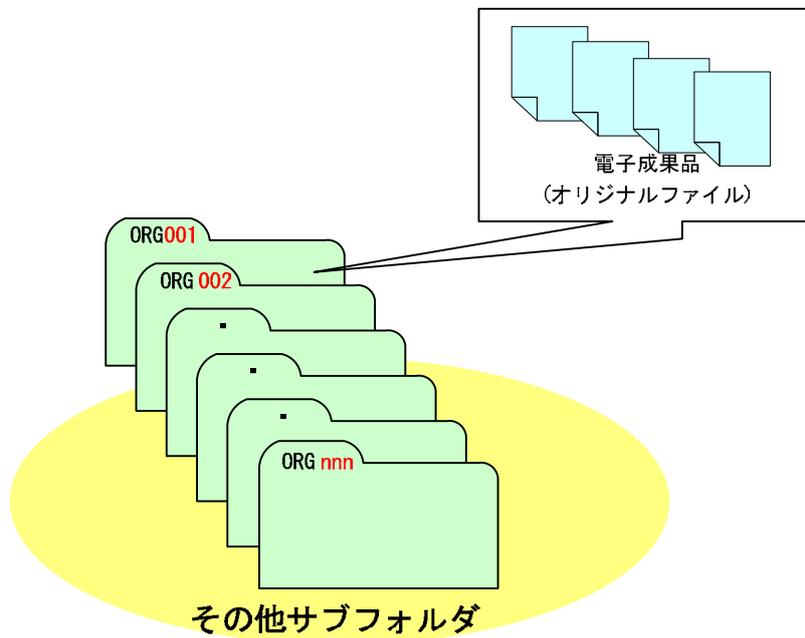


図 5-11 その他サブフォルダの命名 (例)

5.6.5. その他フォルダ (OTHR) の格納イメージ

その他フォルダ (OTHR) のフォルダ及びファイルの格納イメージを次に示します。

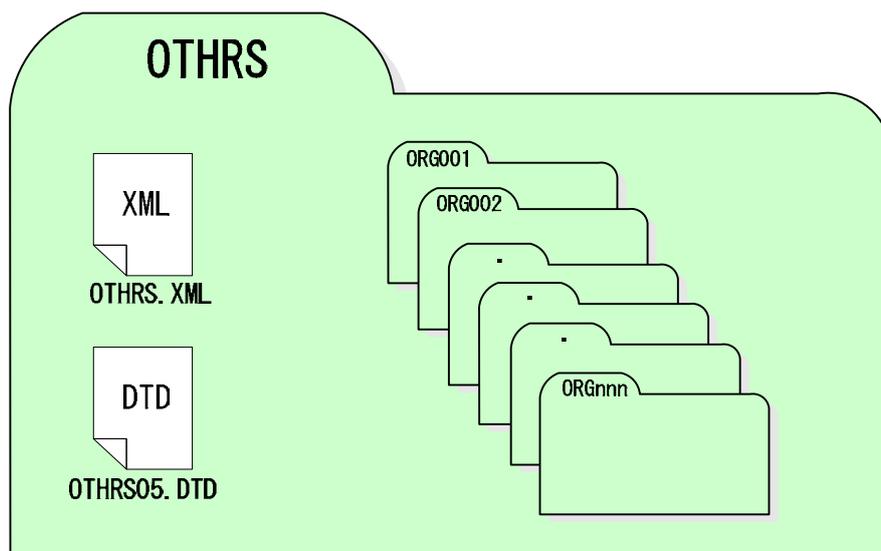


図 5-12 その他フォルダ (OTHR) の格納イメージ

5.7. i-Construction 成果 【ICON】

i-Construction データのフォルダ及びファイルの格納イメージはi-Construction 関連要領等を参照してください。

5.8. 電子成果品の作成における留意点

5.8.1. 一般事項

監督員へ納品する電子媒体作成の留意事項を次に示します。

- ア) ハードディスク上で電子媒体への格納イメージどおりに電子成果品が整理されていることを確認します。
- イ) 管理ファイルを市販の電子成果品作成支援ツール等で表示し、目視により内容を確認します。
- ウ) オリジナルファイルを作成したソフト等で表示し、目視により内容を確認します。
- エ) 「CAD 基準」に準拠した図面を SXF ビューア等^{※15}で表示し、目視により内容を確認します。
- オ) 電子媒体への書込み前の電子成果品及び書込み後の電子媒体について横浜市「公共事業の IT 化 (CALS/EC) の推進」Web サイトで公開している横浜市電子納品チェッカーを用いてチェックし、エラーがないことを確認します。
- カ) 電子媒体への書込みは、追記ができない形式で行います。
- キ) 電子媒体への書込み前の電子成果品及び書込み後の電子媒体についてウイルスチェックを行います。

なお、CAD データの電子成果品の作成については「CAD ガイドライン」、地質・土質調査の電子成果品の作成については「地質ガイドライン」をそれぞれ参照してください。

※15 SXF ビューア等は、SXF 表示機能及び確認機能要件書(案) (平成21年3月)に従って開発され、OCF 検定に合格したSXF 形式の図面データが閲覧可能な閲覧ソフト及びCAD ソフトです。オープンCAD フォーマット評議会のWeb サイトにあるOCF 検定認証ソフト一覧 (以下のURL) でSXF ビューア等が紹介されています。

http://www.ocf.or.jp/kentei/soft_ichiran.shtml

SXF ブラウザが2014年4月9日をもって提供を終了したことから、今後、SXF データの表示や印刷等は、SXF ビューア等を利用してください。

5.8.2. 電子成果品のチェック

(1)横浜市電子納品チェッカーを用いた電子成果品のチェック

受注者は、作成した電子成果品を電子媒体へ格納する前に、各電子納品要領・基準に適合していることを、横浜市「公共事業のIT化(CALS/EC)の推進」Webサイトで公開している最新の「横浜市電子納品チェッカー」を利用してチェックします。チェックした結果は印刷し、電子成果品とともに監督員へ納品してください。

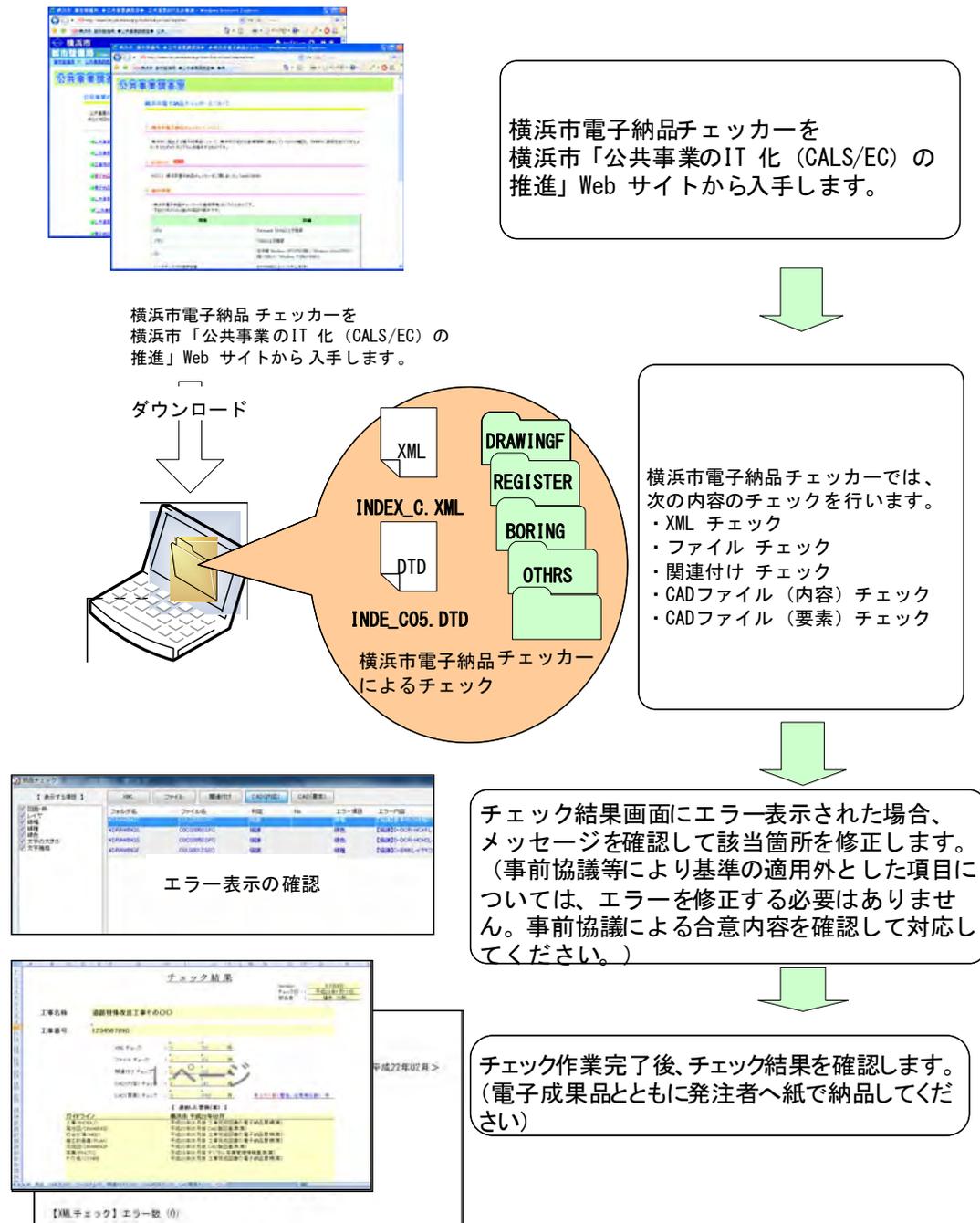


図 5-13 横浜市電子納品チェッカーを用いた電子成果品のチェック

(2) 管理ファイルのチェック

受注者は、電子成果品の作成後、市販の電子成果品作成支援ツール等を用いて、記入した工事管理ファイル（INDEX_C.XML）等の工事管理項目が正しく記入されているか、目視により確認を行います。

なお、工事管理ファイルの内容について疑義がある場合は、監督員に確認してください。

ア) 工事管理ファイル「電子納品要領（工事）」に従った内容確認

a) 工事件名等の工事の基本的な情報の確認

b) 境界座標の経度・緯度の確認（「(3)経度・緯度のチェック」参照）

イ) 図面管理ファイル（「CAD 基準」に従った内容の確認）

c) 図面名、縮尺等の基本的な情報の確認

d) 基準点情報の経度・緯度の確認（基準点情報が経緯度座標で記入されている場合のみ、「(3 基準点情報の)経度・緯度のチェック」参照）

(3) 基準点情報の経度・緯度のチェック

受注者は、電子成果品の作成後、工事管理ファイルに記入されている経度・緯度情報について確認を行います。

経度・緯度情報のチェックに当たっては、インターネットによる地図閲覧サービスなどを利用する方法があります。

ア) 測量成果電子納品「業務管理項目」境界座標入力支援サービス

<http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/rect/index.html>

イ) 地理院地図（電子国土 Web）

<http://map.gsi.go.jp/>

「測量成果電子納品「業務管理項目」境界座標入力支援サービス」ホームページを利用して、経度・緯度をチェックする方法は次のとおりです。



図 5-14 境界座標入力支援サービス（国土地理院）

(4) 目視等による CAD データのチェック

受注者は、すべての図面について「CAD 基準」に適合しているか確認します。なお、CAD データのチェック内容の詳細については「CAD ガイドライン」を参照してください。

- ア) 作図されている内容（データ欠落・文字化け等）
- イ) 適切なレイヤに作図（レイヤの内容確認）
- ウ) 紙図面との整合（印刷時の見え方とデータとの同一性確認）
- エ) 図面の大きさ（設定確認）
- オ) 図面の正位（設定確認）
- カ) 輪郭線の余白（設定確認）
- キ) 表題欄（記載事項等内容確認）
- ク) 尺度（共通仕様書に示す縮尺）
- ケ) 色
- コ) 線
- サ) 文字

(5) 電子成果品のウイルスチェック

ハードディスク上にある電子成果品を整理した段階で、ウイルスチェックを行います。

ウイルスチェックソフトは特に指定しませんが、最新のウイルスも検出できるようにウイルスチェックソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用します。ウイルスチェックソフトにはフリーウェアやオンラインのウイルススキャンを使用してもかまいません。

なお、オンラインのウイルススキャンを使用する場合は次の点にご留意ください。

インターネットサービスプロバイダが提供しているゲートウェイ用ウイルス対策ソフトやセキュリティルーターの設置、プロバイダ側でのウイルスチェックなどだけでは、チェックを行ったことにはなりません。ご利用のウイルス対策サービスについて、ハードディスク上にあるフォルダやファイルおよび作成した電子媒体に対してウイルスチェックが行えるか、また、使用しているウイルス対策ソフト名、ウイルス定義年月日またはパターンファイル名、ウイルス対策ソフトによるチェックを行った年月日については、ご利用のインターネットサービスプロバイダなどにご確認ください。

5.8.3. 電子媒体への格納

受注者は、電子成果品をチェックした結果、エラーが無いことを確認した後、電子媒体に格納します。

使用する電子媒体は、基本的に CD-R または DVD-R とします。CD-R の容量に関する規定は特にありませんが、通常流通していない媒体（650MB、700MB 以外の媒体）を使用する場合は、使用の是非を監督員と受注者の協議により決定してください。

また、データが大容量となる場合は、発注者と受注者の協議により BD-R を使用することも可能です。

電子媒体への格納は、書込みソフト等を利用し、データを追記できない方式で書き込みます。

なお、CD-R のフォーマットの形式は、Joliet とし、DVD-R のフォーマットの形式は UDF（UDF Bridge）、BD-R のフォーマットの形式は UDF 2.6 とします。

電子成果品を任意名称のフォルダ（DISK01 等）に入れて、そのフォルダごと CD-R に格納している場合がありますが、これは間違いですので注意してください。

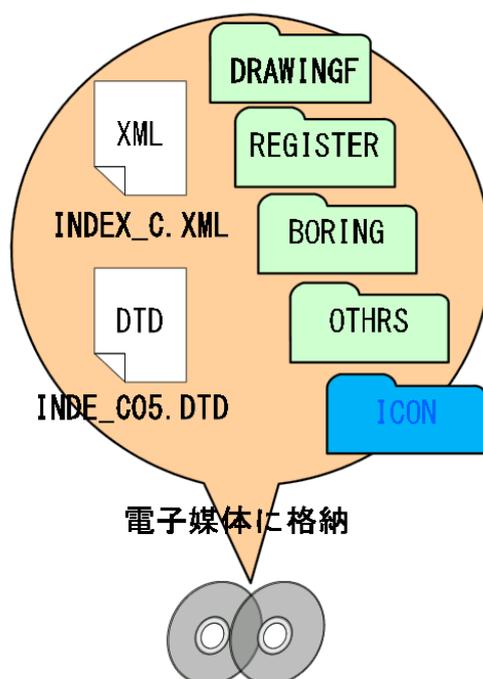


図 5-16 電子媒体へ格納されるファイル・フォルダのイメージ

5.7.4. ウイルスチェック

受注者は、電子媒体に対し、ウイルスチェックを行います。

ウイルスチェックソフトは特に指定しませんが、最新のウイルスも検出できるようにウイルスチェックソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用します。

ウイルスチェックソフトにはフリーウェアやオンラインのウイルススキャンを使用して

もかまいません。

なお、オンラインのウイルススキャンを使用する場合は次の点にご留意ください。

インターネットサービスプロバイダが提供しているゲートウェイ用ウイルス対策ソフトやセキュリティルーターの設置、プロバイダ側でのウイルスチェックなどだけでは、チェックを行ったことにはなりません。ご利用のウイルス対策サービスについて、ハードディスク上にあるフォルダやファイルおよび作成した電子媒体に対してウイルスチェックが行えるか、また、使用しているウイルス対策ソフト名、ウイルス定義年月日またはパターンファイル名、ウイルス対策ソフトによるチェックを行った年月日については、ご利用のインターネットサービスプロバイダなどにご確認ください。

5.8.5. 電子媒体のラベル面の表記

電子媒体のラベル面に記載する項目を次に示します。

- ア) 「工事番号」
横浜市の電子入札システムと同一の契約番号（10桁）を記載
（10桁の内訳＝西暦2桁＋局区コード3桁＋種別1桁＋番号4桁）
- イ) 「工事名称」 契約書に記載されている正式名称を記載
- ウ) 「電子媒体の内容」 工事完成図書と記載
- エ) 「作成年月」 工期終了時の年月を記載
- オ) 「発注者名」 発注者の正式名称を記載
- カ) 「請負人名」 請負人の正式名称を記載
- キ) 「何枚目／全体枚数」 全体枚数の何枚目であるかを記載
- ク) 「ウイルスチェックに関する情報」
 - ア) ウイルスチェックソフト名
 - イ) ウイルス定義年月日又はパターンファイル名
- ケ) 「フォーマット形式」 CD-R の場合は、フォーマット形式・Joliet を明記。
DVD-R の場合は、UDF (UDF Bridge)、BD-R の場合は UDF 2.6 を明記
- コ) 「チェック年月日」 ウイルスチェックを行った年月日を記載
- サ) 「請負人署名欄」 現場代理人が署名^{※16}

ラベル面には、必要項目を表面に直接印刷、又は油性フェルトペンで表記し、表面に損傷を与えないように留意します。



図 5-17 電子媒体への表記（例）

電子媒体のラベル面へ印刷したシールを貼り付ける方法は、シール剥がれ等による電子媒体や使用機器への悪影響を鑑みて、禁止しています。

※16 請負人署名欄には「現場代理人」が署名してください。

5.8.6. 電子媒体が複数枚になる場合の処置

格納するデータの容量が大きく、1枚の電子媒体に納まらず複数枚になる場合は、同一の工事管理ファイル(INDEX_C.XML、INDE_C05.DTD)を各電子媒体に格納します。

この場合、基礎情報の「メディア番号」には、各電子媒体に該当する番号を記入します。各フォルダにおいても同様に、同一の管理ファイルを各電子媒体に格納します。

また、工事管理ファイルの基礎情報の「メディア番号」は、ラベルに明記してある何枚目/全体枚数と整合を図ります。

電子媒体が2枚になる場合の例を次に示します。

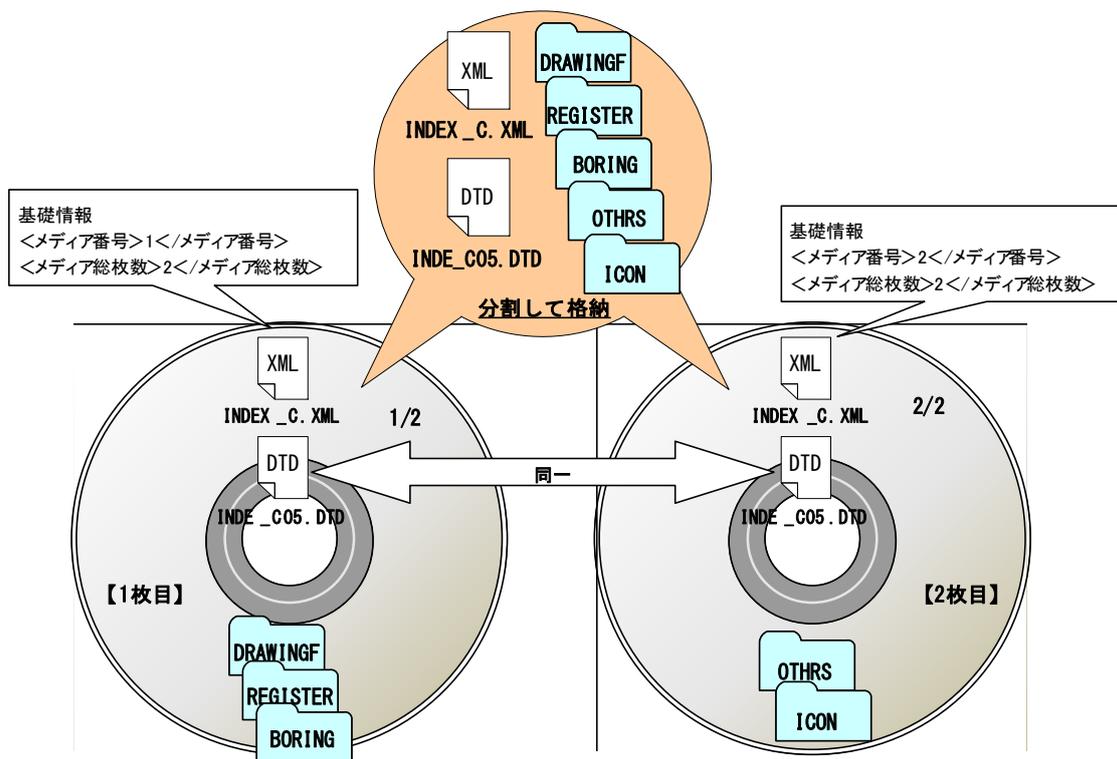


図 5-19 電子媒体が2枚になる場合の作成（例）

なお、各フォルダで分割できず、やむを得ない場合は次のとおりとします。

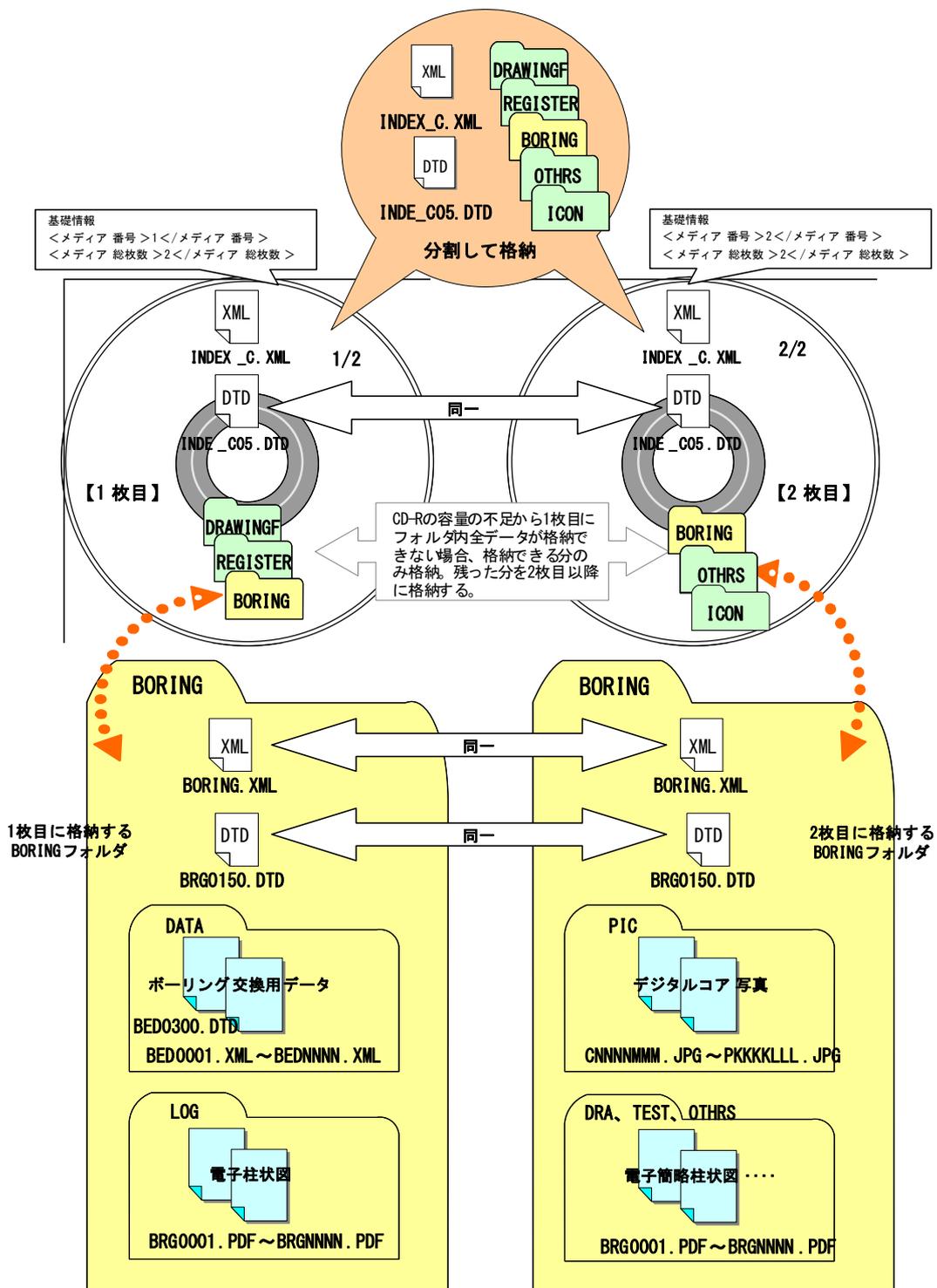


図 5-20 電子媒体が2枚になる場合の作成（例）【フォルダを分割する場合】

5.7.7. 電子媒体納品書

受注者は、電子媒体納品書に署名・押印の上、電子媒体とともに紙で納品します。
電子媒体納品書の例を次に示します。

電子媒体納品書					
<p style="text-align: center;">発注者 ○○○○</p> <p style="text-align: center;">請負人（住所）○○県○○市○○町○○番地 （氏名）○○建設 （現場代理人 氏名） ○○ ○○ 印</p> <p style="text-align: center;">下記のとおり電子媒体を納品します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>					
工事名	○○○○○○○工事			工事番号	○○○○○ ○○○○○
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	Joliet	部	2	平成○年○月	2枚1式
<p>備考</p> <p style="padding-left: 20px;">監督員に納品</p> <p>1/2 : DRAWINGF、REGISTER、BORING を格納</p> <p>2/2 : BORING、OTHRs を格納</p> <p>横浜市電子納品チェッカーによるチェック</p> <p>横浜市電子納品チェッカーのバージョン : ○.○.○</p> <p>チェック年月日 : 平成○年○月○日</p>					

図 5-21 電子媒体納品書（例）

5.8. 電子成果品の確認における留意点

監督員は、納品された電子成果品を工事検査時まで確認します。

5.8.1. 電子媒体の外観確認

監督員は、納品された電子媒体に破損のないこと、ラベルが正しく作成されていることを目視で確認します。

5.8.2. ウイルスチェック

監督員は、納品された電子媒体に対しウイルスチェックを行います。

ウイルスチェックソフトは特に指定しませんが、最新のウイルスも検出できるようにウイルスチェックソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用します。

5.8.3. 受注者チェック結果の確認

監督員は、工事完成時に電子成果品とともに受注者から紙で納品された「横浜市電子納品チェッカー」のチェック結果を確認します。

監督員は、電子成果品が各電子納品要領・基準に適合していることを、横浜市「電子納品検査プログラム」により確認します。

ア) フォルダ構成（画面上での確認）

イ) 工事管理ファイルについて、工事件名等の工事の基本的な情報の確認

ロ) 電子成果品の作成で適用した要領・基準の版、ファイル数量の確認

横浜市「電子納品検査プログラム」を用いて、電子媒体内のファイル、フォルダ構成、工事件名等の工事の基本的な情報等を確認します。

5.8.4. 電子成果品の内容の確認

監督職員は、電子成果品の対象とした電子データが格納されているか、事前協議チェックシートと対比することで電子成果品の各フォルダを確認します。

(1) 工事完成図【DRAWINGF】

工事完成図は、CAD データを SXF(P21)形式もしくは SXF(P2Z)形式に変換して納品します。現時点では、SXF(P21)形式もしくは SXF(P2Z)形式に変換する際のデータ欠落や CAD ソフトによる SXF(P21)形式もしくは SXF(P2Z)形式の表現の違いがあるおそれがあり、同一の CAD データを利用しても、CAD ソフトによって表示が異なる可能性があります。

そのため、当面は、SXF(P21)形式もしくは SXF(P2Z)形式の CAD データを納品するにあたっては、監督員と受注者ともに、SXF ビューア等を利用して目視確認を行ってください。

また、電子成果品は、SXF(P21)形式もしくは SXF(P2Z)形式の CAD データが CAD 製図基準に基づいて作成されているか確認するために、「電子納品検査プログラム」によるデータチェックを行ってください。

なお、CAD データに作成されている内容については、「CAD 基準」並びに「CAD ガイドライン」、及び従来どおり照査要領等に従い確認をしてください。

(2) 台帳【REGISTER】

台帳のオリジナルファイルを表示し、目視により内容を確認します。

(3) 地質・土質調査成果【BORING】

ファイルの格納イメージや、データの構成については、「地質ガイドライン」を参照してください。

(4) i-Construction データ【ICON】

ファイルの格納イメージや、データの構成については、i-Construction 関連要領等を参照してください。

6. 工事写真（電子）の作成と提出

受注者は、工事写真を施工中に撮影し、工事完成時に施工管理記録として監督員に提出します。本章では、受注者がデジタルカメラを使用した場合に工事写真の原本を電子媒体で提出する方法を以下に示します。

なお、工事写真は施工管理記録であり、電子成果品ではありません。

工事検査における出来形の確認や工事目的物の引渡後における粗雑工事への対応として短期的に保存が必要な書類です。瑕疵担保期間以降において工事写真の電子データの利用頻度は低いことから長期保存は不要です。

6.1. 作業の流れ

(1) 工事写真の撮影

写真管理基準に基づいて工事写真を撮影します。デジタルカメラで撮影する場合は、デジタル写真管理基準に基づき写真ファイル形式、画素数の設定を行って撮影します。

(2) パソコンへの取り込み

デジタルカメラで撮影した写真をパソコンに取り込みます。

(3) デジタル写真の整理・保管

デジタル写真は、撮影位置や撮影状況の説明に必要な参考図と合わせて、PCに整理します。また、写真管理ファイルは、施工中の写真管理にも利用できるデータであることから、デジタル写真の整理時に作成しておく効果的です。さらに、ハードディスクの破損などでデータを失うリスクがあることから、保管に際してバックアップをとることを奨励します。

(4) 電子媒体への格納

工事写真を電子媒体で提出する際は、電子成果品と同様に、作業フォルダをハードディスク上で作成し、ウイルスチェックにより電子媒体のチェックを行った後に電子媒体に格納し、CD ラベルを作成します。

(5) 工事写真の提出

受注者は、工事完成時に工事写真の電子データを格納した電子媒体を監督員に提出します。

(6) ウイルスチェック

監督員は、提出された電子媒体に対しウイルスチェックを行います。ウイルスチェックソフトは特に指定しませんが、最新のウイルスも検出できるようにウイルスチェックソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用します。

6.2. 工事写真データ 【PHOTO】

6.2.1. 写真ファイル等の作成

(1) デジタルカメラの設定

写真ファイルのファイル形式は JPEG とします。撮影については、事前(撮影前)にデジタルカメラの日付、撮影モード等におけるデジタルカメラの有効画素数を確認してから撮影するようにしてください。

なお、デジタルカメラの有効画素数は、黒板の文字が判読できる 100 万から 300 万画素程度^{※17}とします。また、地質・土質調査におけるボーリングサンプル等のコア写真は、200 万画素以上^{※18}が必要となります。

(2) 工事写真の撮影

「工事写真撮影基準」に示される「撮影頻度」とは、「使用材料の形状寸法について品目毎に 1 回」など、受注者が各工事段階で撮影する工事写真の撮影頻度を示したものです。

さらに、「デジタル写真基準」では、工事の全体概要を把握し易くするための「代表写真」があります。

そのため、「代表写真」の撮影箇所については、監督員と受注者の協議により決定してください。

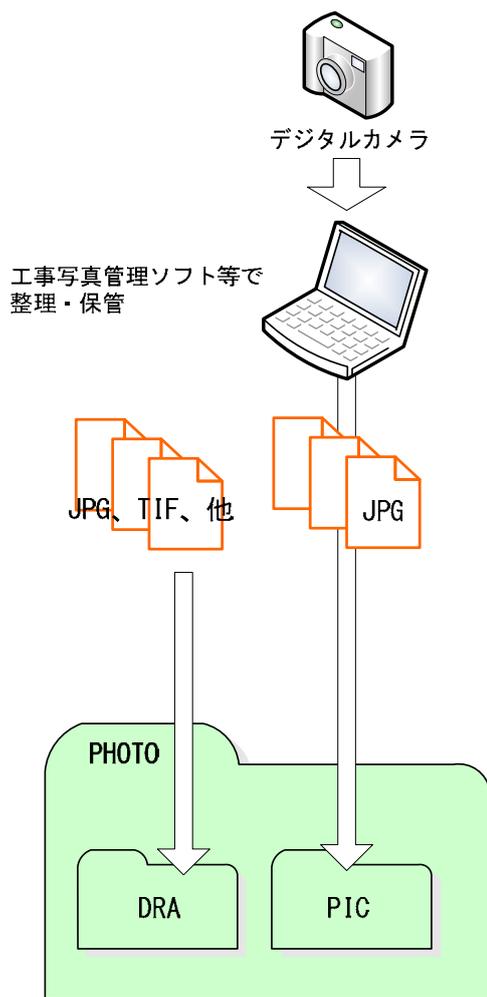


図 6-1 工事写真及び参考図ファイルの取扱

※17 100 万画素程度(1280×960)：各メーカーによって違いはありますが、ファイル容量は 300KB～600KB 程度。

※18 200 万画素以上(1600×1200)：各メーカーによって違いはありますが、ファイル容量は 600KB～2MB 以上。

デジタル写真管理情報基準では、写真管理項目の撮影年月日を必須とし、また、写真ファイルの一切の編集を認めないこととしています。このため、**PHOTO/PIC** に格納する写真については、信憑性確保の観点から、明るさの調整や画素数の調整を含めて、一切編集を行わないでください。撮影年月日は、写真ファイル(**JPEG** 形式)の中にも情報がありますが、その情報を編集することも改ざんにあたります。もし、デジタルカメラの設定を間違え、写真ファイル内の撮影年月日と実際の撮影年月日が違う場合は、写真管理ファイルの請負者説明文にその旨を記載してください。説明を容易にするために、写真上に線を引く場合があります。そのような編集された写真を納品するのであれば、打合せ簿の一部として扱ってください。打合せ簿に添付する写真は、「デジタル写真基準」の対象外となります。

(3) デジタル写真の PC への取り込み

デジタルカメラにより撮影した写真ファイルを **PC** に取り込む際、取り込み方法によっては、写真ファイルの更新日時が変更されることがあります。

また、画像の編集ソフト等で閲覧した場合、未編集であっても写真ファイルを上書更新すると **Exif** 情報^{※19} が欠落する場合がありますので、事前に取り込み状況を確認するよう留意してください。

(4) デジタル写真の整理

写真ファイルを「デジタル写真基準」に示される撮影頻度に基づき選別し、**PHOTO** フォルダのサブフォルダである **PIC** フォルダに格納します。従来に比べ、デジタル写真は格納枚数が多くなる傾向がありますが、規定の撮影頻度以上に写真を格納すると、ファイルの容量や電子媒体の枚数を増加させるので好ましくありません。

撮影位置や撮影状況等の説明に必要な撮影位置図、平面図、凡例図、構造図等の参考図を格納する場合は、参考図ファイルとして **PHOTO** フォルダのサブフォルダである **DRA** フォルダに格納します。

参考図ファイルのファイル形式は **JPEG** 又は **TIFF** としますが、監督員の承諾を得た上で、**JPEG** 又は **TIFF** 以外の形式とすることが可能です。

^{※19} **Exif** 情報：デジタルカメラの画像データの中に埋め込むデータフォーマット。写真ファイルの **Exif** 情報は、写真ファイルを **Windows** エクスプローラ等で詳細表示することで「名前」「種類」「写真の撮影日」「サイズ」「カメラのモデル」「大きさ」等確認することができます。

表 6-1 土木工事における工事写真のフォルダとファイルの構成

フォルダ	オリジナルファイルフォルダ	格納する工事写真	ファイル形式
 電子媒体ルート 工事に関する基礎情報及び工事書類の構成等を記入した工事管理ファイルを格納します。		・工事管理ファイル ・DTD	  INDEX_C.XML INDE_C05.DTD (工事管理ファイル)
 写真フォルダ 写真に関する電子書類を格納します。		・写真管理ファイル ・DTD	  PHOTO.XML PHOTO05.DTD (写真管理ファイル)
 写真フォルダ		・写真ファイル	 JPEGファイル(デジタル写真)
 参考図フォルダ		・参考図ファイル	 JPEG、TIF、他ファイル(参考図)

(5) 銀塩カメラを一時的に使用した場合の措置

デジタルカメラが一時的に使用できず銀塩カメラで撮影した場合に現像した写真をスキャナで取り込む場合は、1枚の写真を1ファイルとします。

このような写真を電子媒体により提出する場合は、写真管理ファイルの[撮影年月日]に、写真を実際に撮影した年月日を、[写真情報]-[受注者説明文]に、銀塩カメラで撮影した理由を記入します。

なお、銀塩カメラを使用した場合は、写真管理項目に記入する[撮影年月日]とファイル作成日が合わないことから、撮影後に銀塩カメラを使用した年月日を監督員に報告してください。

6.2.2. 写真管理ファイルの作成

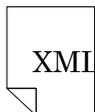
 XML 工事写真・管理ソフト等を利用し、作成

PHOTO.XML

 DTD 「工事完成図書等に係わる DTD XML 出力例」から取得

PHOTO.DTD

写真管理ファイル PHOTO.XML を作成する際には、PHOTO05.DTD を「電子納品 Web サイト」から取得し、PHOTO フォルダへ格納します。なお、管理ファイルは、市販の工事写真管理ソフト等を利用した場合、容易に作成することができます。

<http://www.cals-ed.go.jp/crictdxml/>

図 6-2 写真管理ファイル及び DTD

6.2.3. 写真ファイル・参考図ファイルの命名

写真ファイルの命名規則を次に示します。

- ア) ファイル名・拡張子は半角英数大文字とします。
- イ) ファイル名は「Pnnnnnnn.JPG」とします。

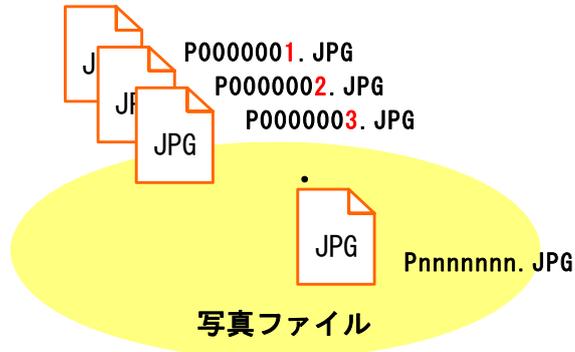


図 6-3 写真ファイルのファイル命名（例）

参考図ファイルの命名規則を次に示します。

- ウ) ファイル名・拡張子は半角英数大文字とします。
- エ) ファイル名は「Dnnnnnnn.JPG」又は「Dnnnnnnn.TIF」とします。^{※20}

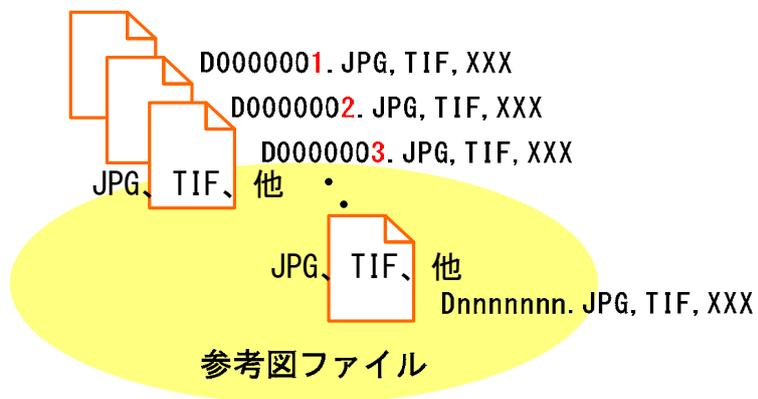


図 6-4 参考図ファイルのファイル命名（例）

^{※20} 参考図ファイルの記録形式は、監督職員の承諾を得た上で、JPEG、TIFF 以外の形式とすることが可能です。

6.2.4. 工事写真フォルダ（PHOTO）の格納イメージ

工事写真フォルダ（PHOTO）のフォルダ及びファイルの格納イメージを次に示します。

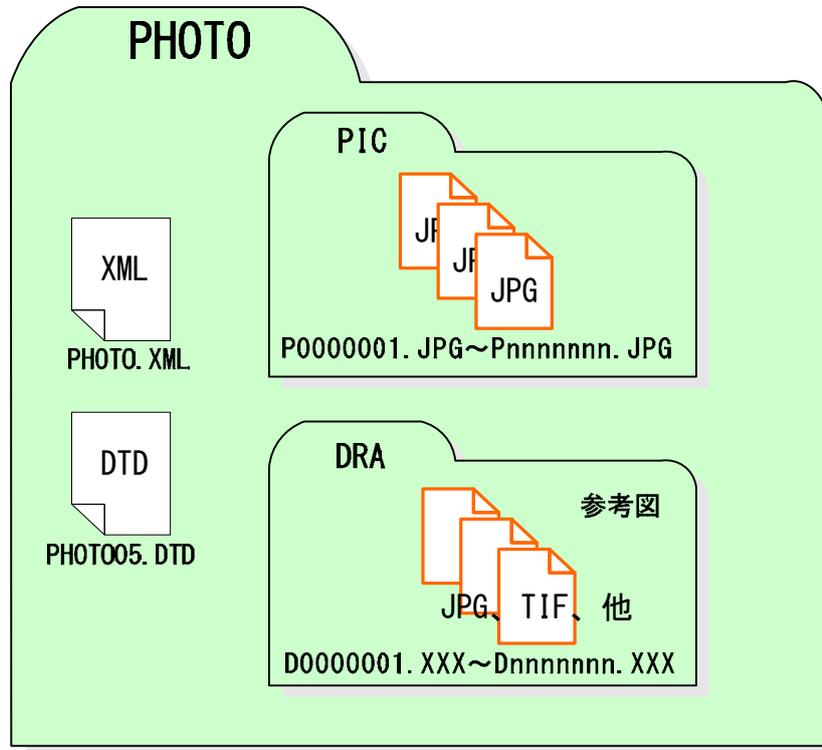


図 6-5 工事写真フォルダ（PHOTO）の格納イメージ

6.3. 工事写真（電子）の電子媒体への格納

受注者は、工事写真管理ソフト等を使用して「デジタル写真基準」に基づき写真管理ファイル、写真ファイル・参考図ファイルを出力し、「電子納品要領（工事）」に準拠した工事管理ファイル（INDEX_C.XML）及び DTD と合わせて電子媒体へ格納し、CD ラベルを作成します。電子媒体の表記は、「5.8.5.電子媒体のラベル面の表記」に準じて作成し、「電子媒体の内容」には、「工事写真」と記載します。電子媒体が複数枚になる場合は、「5.7.6.電子媒体が複数枚になる場合の処置」に準じて作成します。

なお、工事帳票、工事写真（工事書類）を受発注者間協議の上、工事完成図等の電子成果品と同一の電子媒体に格納することも可能とします。

電子媒体への格納後、電子成果品と同様ウイルスチェックにより電子媒体のチェックを行ってください。

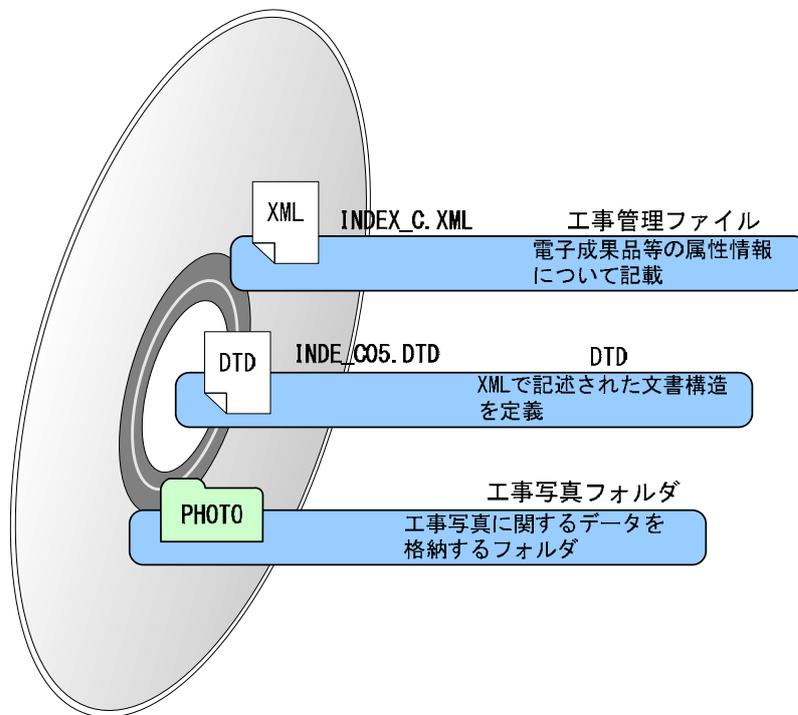


図 6-6 電子媒体に格納される工事写真のイメージ

6.4. 工事写真（電子）の提出

受注者は、工事完成時に工事写真の電子データを格納した電子媒体を監督員に提出します。

7. 工事帳票（電子）の作成と提出

事前協議により電子データで提出した工事帳票（打合せ簿、施工計画書、品質管理関係書類等）を、工事完成時に施工管理記録として監督員に提出します。本章では、工事帳票の原本を電子媒体で提出する方法を以下に示します。

7.1. 施工計画書データ 【PLAN】

7.1.1. オリジナルファイルの作成

ア) 受注者は、施工計画書を電子データで作成し、それを紙で出力し発注者に提出します。発注者は、それを確認したうえ、発注者、受注者共に、工事期間中は紙に出力されたものを活用します。

イ) 電子データは、当初の施工計画書であることが分かるように、請負人が管理しやすいフォルダに保存します。

ウ) 受注者は、工事内容に変更が生じた際に、追加の施工計画書を電子データで作成し、紙で出力したものを発注者に提出します。

エ) 追加の電子データは、追加の施工計画書であることが分かるように、保存しておきます。

オ) 受注者は、当初及び追加の施工計画書と押印のない鑑の電子データを要領（案）に従いファイル名等を修正し、電子成果品として、PLAN フォルダのサブフォルダである ORG フォルダに格納します。

カ) 発注者は、請負人から提出された当初から最終までの施工計画書を保管します。

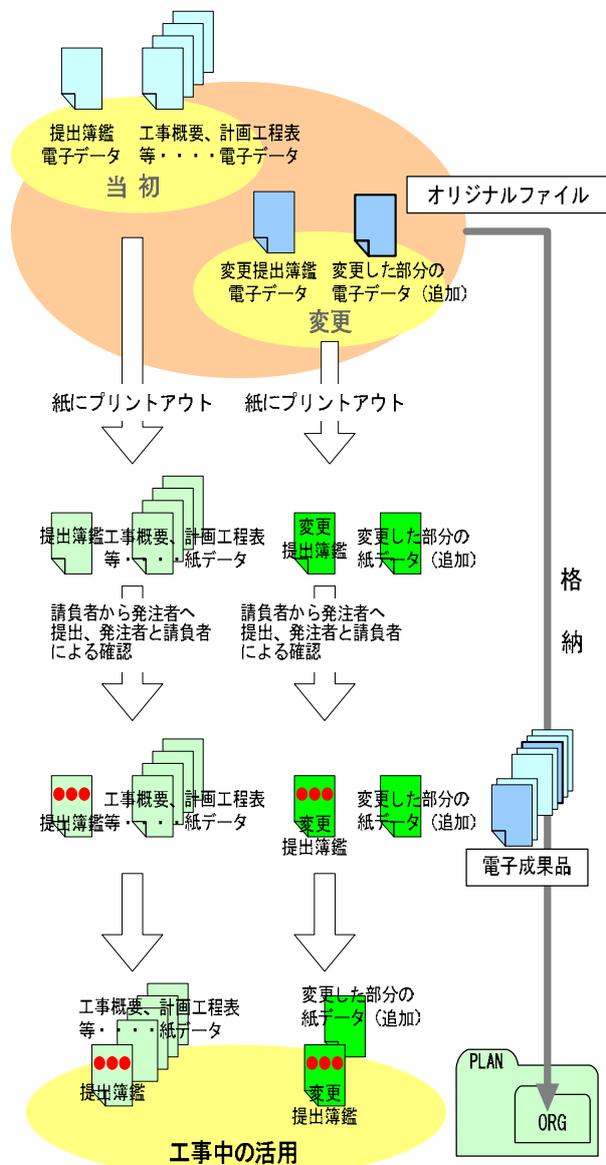
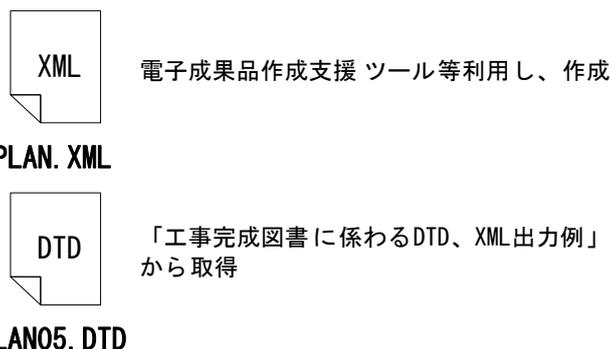


図 7-1 施工計画書オリジナルファイルの取り扱い（例）

7.1.2. 施工計画書管理ファイルの作成



施工計画書管理ファイル PLAN.XML を作成する際には、PLAN05.DTD を「電子納品 Web サイト」から取得し、PLAN フォルダへ格納します。

なお、管理ファイルは、市販の電子納品作成支援ツール等を利用した場合、容易に作成することができます。

http://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/

図 7-2 施工計画書管理ファイル及び DTD

7.1.3. 施工計画書オリジナルファイルの命名

施工計画書オリジナルファイルの命名規則を次に示します。

- ア) ファイル名・拡張子は半角英数大文字とします。オリジナルファイルは拡張子が 4 文字のファイルでも拡張子はそのまま格納できます。
- イ) ファイル名は「PLA01_01.XXX」～「PLAnn_mm.XXX」とします。

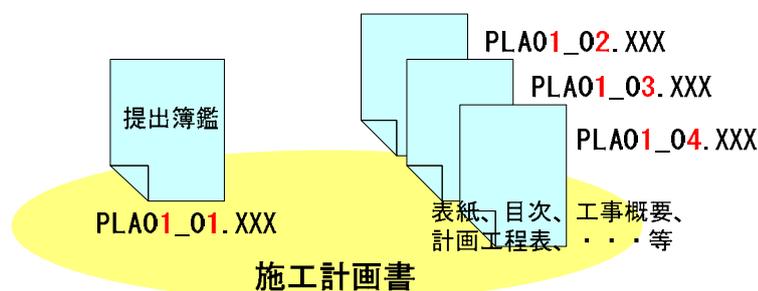


図 7-3 施工計画書オリジナルファイルの命名

7.1.4. 施工計画書フォルダ（PLAN）の格納イメージ

施工計画書フォルダ（PLAN）のフォルダ及びファイルの格納イメージを次に示します。

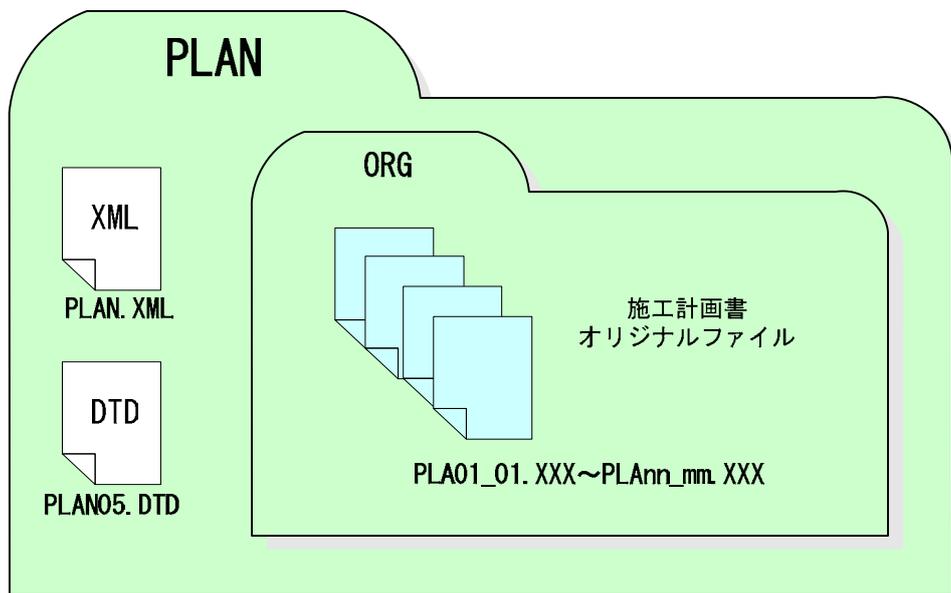


図 7-4 施工計画書フォルダ（PLAN）の格納イメージ

7.3. 打合せ簿データ 【MEET】

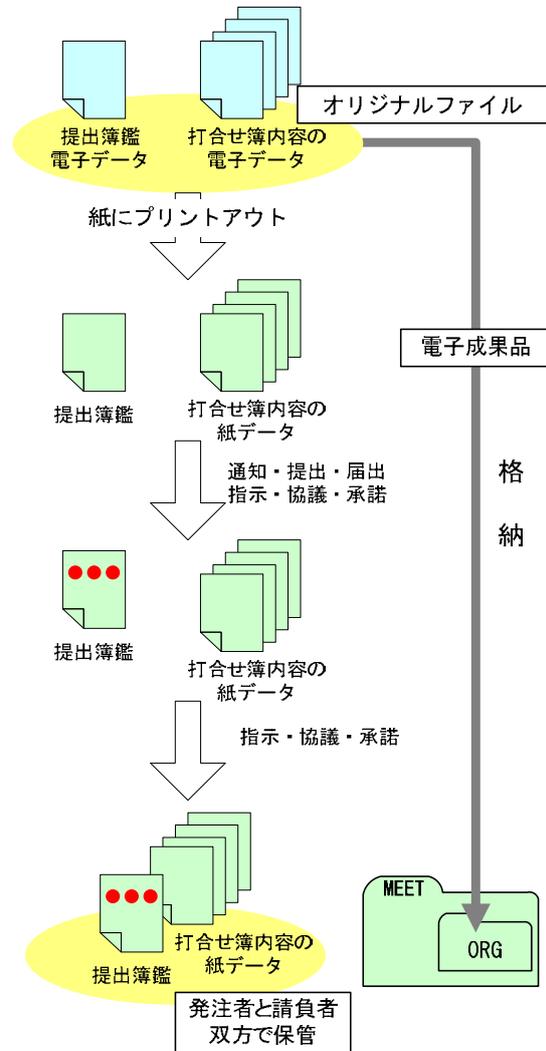
ここでは、従来の紙の決裁の中で、必要とされる情報を電子化する取組みの一例を示します。打合せ簿の提出は、発注者と受注者の協議で合意すれば電子データのみでのやり取りで紙の提出は省略が可能です。

7.3.1. 打合せ簿オリジナルファイルの作成

ア) 請負人は、電子データで作成した打合せ簿を、紙に出力して発注者に提出し、発注者は、それを確認します。

イ) 請負人は、打合せ簿を作成した際の電子データを要領(案)に従いファイル名等を修正し、電子成果品として、MEET フォルダのサブフォルダである ORG フォルダに格納します。

ウ) 発注者は、紙に出力されたもので提出された打合せ簿を保管します。



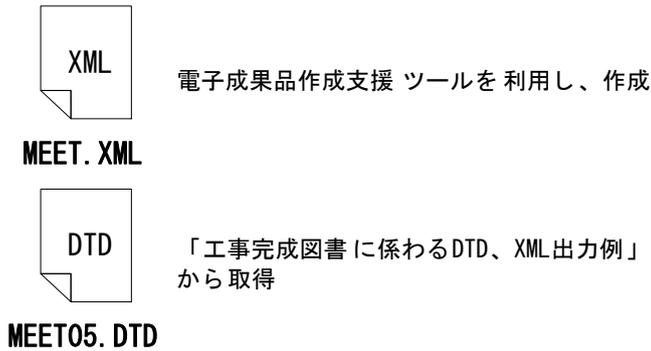
●●●は決裁書類等における印影を表し、イメージしたものです。

図 7-5 打合せ簿オリジナルファイルの取り扱い (例)

正しい情報の管理、最終的な電子成果品の整理における混乱を避けるため、発注者と受注者で合意された情報については、受注者は情報をハードディスク等へ適宜フォルダを作成して整理し、電子データの一元管理、電子成果品の作成をこころがけてください。

7.3.2. 打合せ簿管理ファイルの作成

打合せ簿管理ファイル策定の留意点を次に示します。



http://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/

打合せ簿管理ファイル
MEET.XML を作成する際には、
MEET05.DTD を国土交通省「電子
納品 Web サイト」から取得し、
MEET フォルダへ格納します。

なお、管理ファイルは、市販
の電子成果品作成支援ツールを
利用した場合、容易に作成する
ことができます。

図 7-6 打合せ簿管理ファイル及び DTD

7.3.3. 打合せ簿オリジナルファイルの命名

打合せ簿オリジナルファイルの命名規則を次に示します。

- ア) ファイル名・拡張子は半角英数大文字とします。オリジナルファイルは拡張子が 4 文字のファイルでも拡張子はそのまま格納できます。
- イ) ファイル名は「M0001_01.XXX」～「Mnnnnn_mm.XXX」とし、原則、時系列順に付番します。ただし、監督員と受注者の協議により、種類別に付番する場合は、その限りではありません。

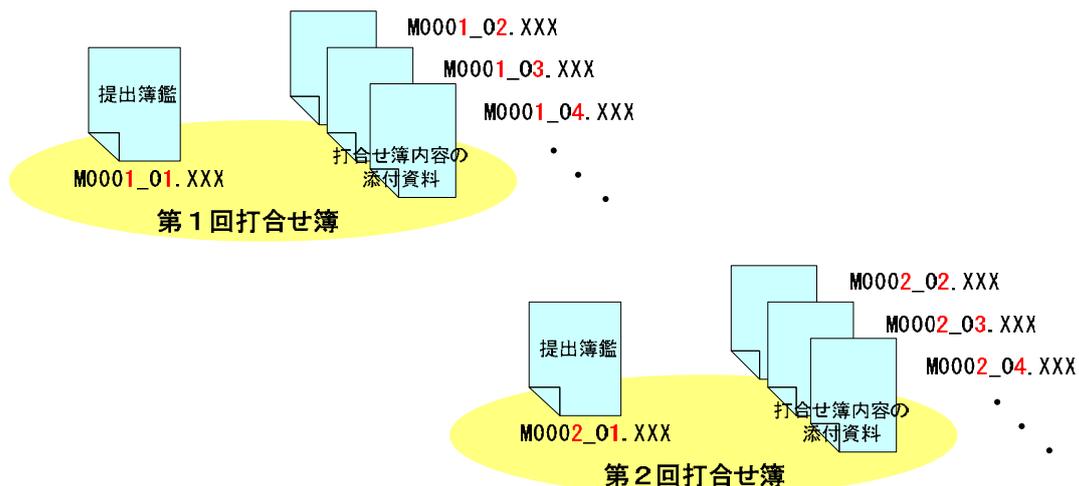


図 7-7 打合せ簿オリジナルファイル名の命名

7.3.4. 打合せ簿フォルダ (MEET) の格納イメージ

打合せ簿フォルダ (MEET) のフォルダ及びファイルの格納イメージを次に示します。

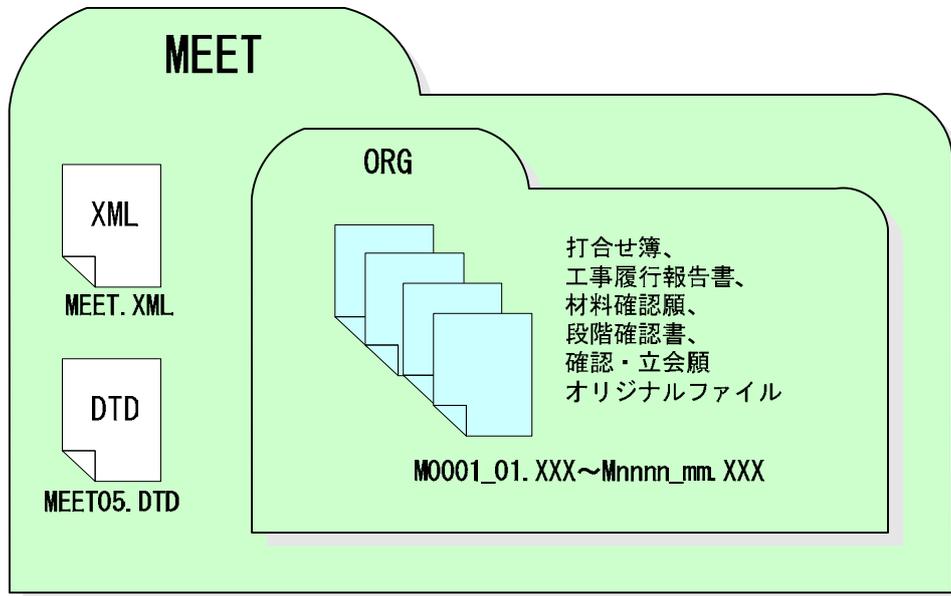


図 7-8 打合せ簿フォルダ (MEET) の格納イメージ

7.4. その他資料データ 【OTHR】

工事帳票における、その他フォルダ【OTHR】には設計図書及び契約関係書類の電子データを格納します。オリジナルファイルフォルダ「ORG001」に設計図書の電子データを、オリジナルファイルフォルダ「ORG002」に契約関係書類の電子データを格納してください。

フォルダの格納方法、その他管理ファイルの作成方法等は、「5.6.その他資料データ【OTHR】」を参照してください。

7.5. 工事帳票の電子媒体への格納

受注者は、電子成果品作成支援ソフト等を使用して、「電子納品要領 (工事)」に準拠した電子納品管理ファイル (INDEX.C.XML、PLAN.XML 等) を作成し、フォルダ構成やファイル名を電子納品要領(工事)の仕様にあったデータ形式で出力します。また、工事管理ファイル (INDEX_C.XML) 及び DTD と合わせて電子媒体へ格納し、CD ラベルを作成します。電子媒体及びケースの表記は、「5.7.5.電子媒体の表記」に準じて作成し、「電子媒体の内容」には、「工事帳票」と記載します。電子媒体が複数枚になる場合は、「5.7.6.電子媒体が複数枚になる場合の処置」に準じて作成します。

なお、(電子成果品と別に電子媒体を作成する) 工事帳票、工事写真を、受発注者間協議の上、同一の電子媒体に格納することも可能とします。

電子媒体への格納後、電子成果品と同様ウイルスチェックにより電子媒体のチェックを行ってください。

表 7-1 土木工事における工事帳票のフォルダとファイルの構成

フォルダ	オリジナルファイルフォルダ	格納する工事帳票等	ファイル形式
ルート		<ul style="list-style-type: none"> ・工事管理ファイル ・DTD 	  INDEX_C.XML (工事管理ファイル)
PLAN	施工計画書フォルダ 施工計画書に関する工事書類を格納します。	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書管理ファイル ・DTD 	  PLAN.XML (施工計画書管理ファイル)
	 施工計画書オリジナルファイルフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書 	 (オリジナルファイル)
MEET	打合せ簿フォルダ 工事打合せ簿に関する工事書類を格納します。	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せ簿管理ファイル ・DTD 	  MEET.XML (打合せ簿管理ファイル)
	 打合せ簿オリジナルファイルフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せ簿 ・工事履行報告書 ・材料確認願 ・段階確認書 ・確認・立会願 	 (オリジナルファイル)
OTHRs	その他フォルダ その他、工事に関する書類を格納します。	<ul style="list-style-type: none"> ・その他管理ファイル ・DTD 	  OTHRS.XML (その他管理ファイル)
	 設計図書フォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書 ・共通仕様書 ・特記仕様書 ・発注図 ・現場説明書 ・質問回答書 ・工事数量総括表 	 (オリジナルファイル)
	 契約関係書類フォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ・契約関係書類 ・現場代理人等通知書 ・経歴書 ・請負代金内訳書 ・工事工程表 など 	 (オリジナルファイル)

7.6. 工事帳票（電子）の提出

受注者は、工事完成時に工事帳票の電子データを格納した電子媒体を監督員に提出します。

8. 検査

検査（完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間技術検査）において、検査員は、契約図書及び施工計画書等と、出来形・品質管理資料などの工事帳票や工事写真を対比しながら、工事目的物が契約どおり施工されているか確認します。施工中に工事書類を電子的に情報交換・共有した場合は、その電子データを利用して電子検査を行い、紙で工事書類を交換・共有した場合はその紙資料を利用して検査を行います。

電子成果品は、工事目的物と同じく工事の成果品の一つであることから、検査員は工事完成検査においてその内容を確認します。

なお、設計図書に基づき工事完成図等に記載が必要な数値や項目等については、検査員が電子成果品と別に納品される紙の成果品を目視で確認を行います。

本章では、工事完成検査における検査員による工事完成図書の具体的な検査方法、及び各検査における工事書類（電子）の電子検査方法の概要について記述します。

8.1. 工事完成図書の検査

受注者は、工事目的物の維持管理に必要な長期保存すべき工事完成図書として「工事完成図」及び「工事管理台帳」を工事完成時に納品します。これらは、工事完成時に紙と電子データ両方で納品する成果品です。このほか、地質データ及びその他資料データを電子納品する場合があります。

表 8-1 工事完成図書一覧

	工事完成図書の種類	備考
紙の成果品	工事完成図	CAD データの印刷物
	工事管理台帳	台帳データの印刷物
	電子媒体納品書	
	電子成果品チェック記録	横浜市電子納品チェッカーによる確認結果の印刷物
電子成果品	工事完成図の CAD データ	SXF 形式
	台帳データ	コンクリート品質管理表等
	地質データ	
	その他資料データ	

8.1.1. 紙の成果品の検査

検査員は、紙の成果品である各種図面（または各種台帳）を見比べながら設計図書で求める内容が適正に記載されているか、それぞれの整合がとれているか確認します。

8.1.2. 電子成果品の検査

(1) 電子媒体の外観確認

検査員は、電子媒体に破損がないこと、ラベルが正しく作成されているか、監督員/受注者の署名があるかを確認します。

(2) 電子成果品のチェック

検査員は、事前協議チェックシートから当該工事における地質調査の有無などを把握し、電子成果品として納品を求める項目を確認します。

検査員は、電子媒体納品書及び受注者最新の「横浜市電子納品チェッカー」を使用して電子成果品を確認した「チェック結果」を確認します。

検査員は、電子成果品として求める電子データが電子媒体に格納されているか確認します。(パソコンの画面上での確認)

なお、工事完成図の CAD データや台帳データの内容は、それらを印刷した紙の成果品を確認していることから、検査員がパソコンの画面上で確認する必要はありません。

8.2. 工事書類の検査

8.2.1. 紙の工事書類の検査

受注者は、施工中に紙で交換・共有した工事書類を検査会場に持参し、検査員の検査を受けます。検査後、受注者は、工事書類を持ち帰り保管します。

なお、監督員は、受注者から適宜提出される工事書類を整理し、保管します。

8.2.2. 工事書類の電子検査

(1) 電子検査の準備

受発注者は、工事書類の電子検査の実施の有無について事前協議し、電子検査に必要な機器を準備します。

なお、工事書類（電子）の電子検査の実施の有無については、事前協議チェックシートを利用して事前協議を行い、決定します。

(2) 工事写真の電子検査

受注者がデジタルカメラで写真撮影し、工事写真管理ソフト等で「デジタル写真基準」で定める電子データを監督職員へ提出する場合は、原則として工事写真（電子）を利用して電子検査を行います。

受注者は、工事写真の電子データを工事写真管理ソフト（検査用機器を受注者が準備する場合）、横浜市「電子納品検査プログラム」（検査用機器を発注者が準備する場合）を利用して工事写真を表示し、電子検査を行います。

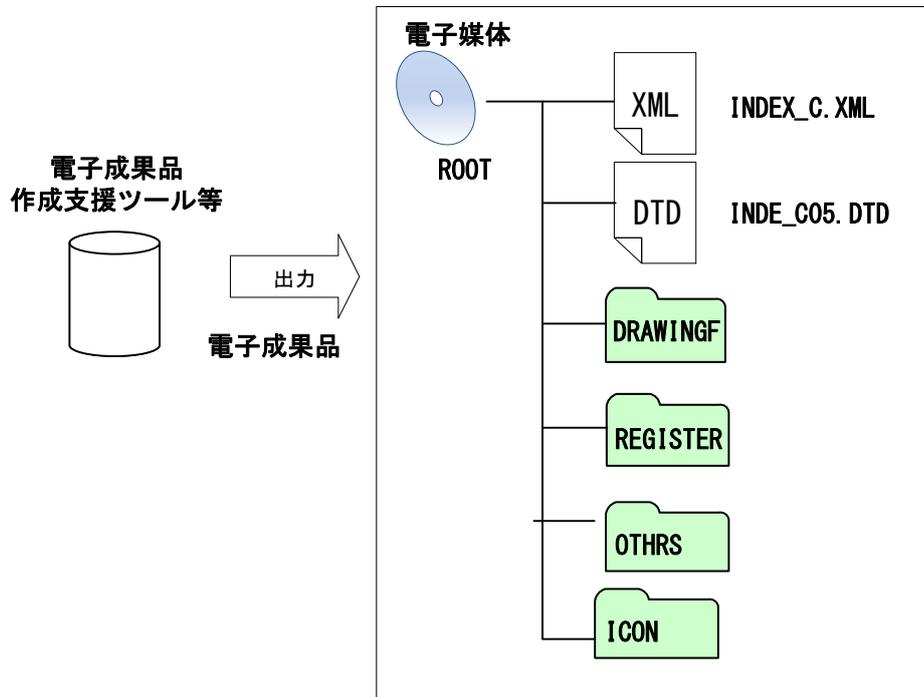
(3) 工事帳票の電子検査

受発注者が工事帳票を電子的に提出した場合は、原則として工事帳票（電子）を利用して電子検査を行います。

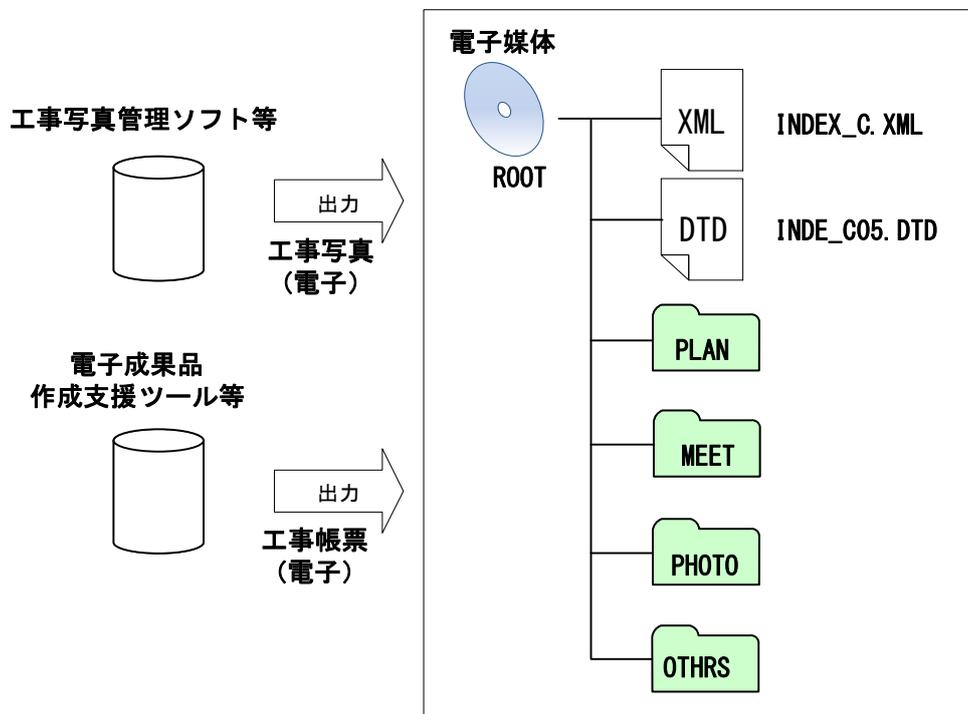
受注者は、市販電子納品作成支援ツール（検査用機器を受注者が準備する場合）、横浜市「電子納品検査プログラム」（検査用機器を発注者が準備する場合）等を利用して工事帳票を表示し、電子検査を行います。

なお、施工計画書等の計画関係書類は、工事帳票（電子）と対比して確認する

必要があることから、受注者が紙に印刷して用意します。



(a) 電子成果品の準備例



(b) 工事写真、工事帳票の準備例

図 8-1 電子検査の準備 (例)

9. 保管管理

9.1. 電子納品・地盤情報活用サービスへの登録

横浜市では、完成検査の後、受領した電子媒体を保管します。地質データの有効活用と市民サービスを目的とした地盤地図情報「地盤View（じばんびゅー）」
<http://www.city.yokohama.lg.jp/> が運用されています（図 9-1 参照）。

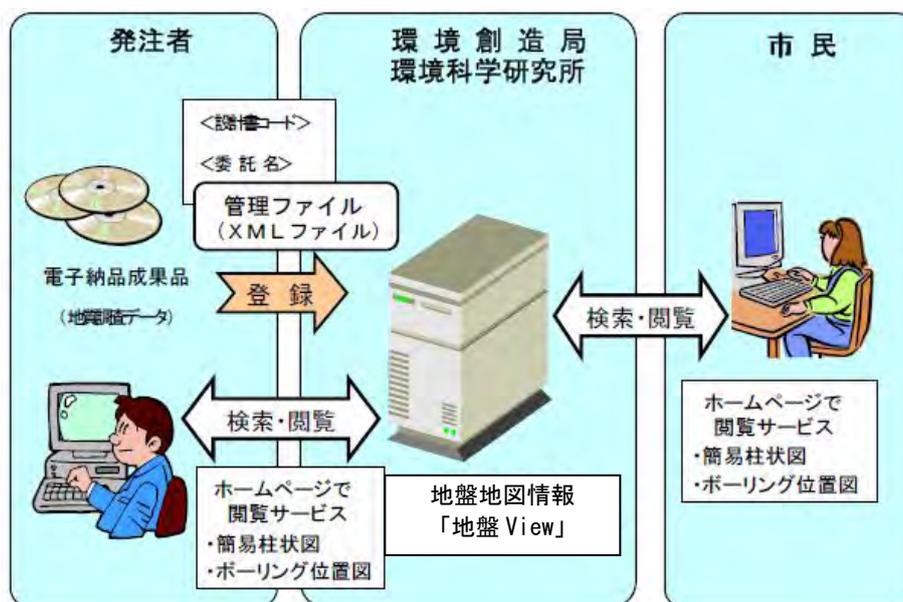


図 9-1 保管管理、検索・閲覧イメージ

9.2. 工事書類（電子）の保管（短期保存の書類）

工事完成検査で検査員の確認を受けた後、発注者は、受注者が工事完成時に提出した工事写真の電子データを保管します。工事写真および工事帳票は瑕疵担保期間まで短期的に保存すべき書類であることから、発注者は保存期間の満了まで適切に保管してください。

【参考資料編】

10. 参考資料

10.1. スタイルシート（XSL ファイル）の活用

スタイルシート（XSL^{※21} ファイル）の活用は、検査時や納品後の電子成果品閲覧時のビューアとして利用することを目的としています。

各管理ファイルのスタイルシート（XSL ファイル）の作成は任意です。

スタイルシート（XSL ファイル）を作成する場合は、XSL に準じて作成し、各管理ファイルと同じフォルダに格納します。

「電子納品要領（工事）」では、各管理ファイルのスタイルシート（XSL ファイル）のファイル名は「INDE_C.XSL」、「REGISTER.XSL」、「OTHR05.XSL」とすることが定められています。

スタイルシート（XSL ファイル）を利用することにより、XML で記述された情報が日本語を使用したわかりやすい形式で表示することができます。

ここでは、スタイルシート（XSL ファイル）を利用した図面管理ファイルの表示例を次に示します。

なお、市販の電子成果品作成支援ツール等には、スタイルシート（XSL ファイル）作成支援機能を備えたものもあります。

共通情報	適用要領基準	土木200805-01	
	対象工程-数値	001	
	追加工程	追加対象工程-数値	
		追加対象工程-概要	
	サブフォルダ	追加サブフォルダ名称	
追加サブフォルダ名称の概要			
ソフトウェア用TAG	〇〇電子成果品作成支援ツール		

図面情報																				
図面名	図面ファイル名	作成者名	図面ファイル作成ソフトウェア名	縮尺	図面番号	対象工程(数値)	追加図面種類		格納サブフォルダ	基準点情報			平面直角座標		その他		受注者説明文	発注者説明文	予備	
							追加図面種類-略語	追加図面種類-概要		測地系	基準点情報緯度	基準点情報経度	基準点情報平面直角座標系番号	基準点情報平面直角座標X座標	基準点情報平面直角座標Y座標	新規レイヤー-略語				新規レイヤー-概要
平面図	D0PL0010.P21	〇〇設計株式会社	〇〇CAD Ver1.0	1:1000	1	001				01	0352250	1384115	06	-8298.682	-34857.294	D-BGD-TXT	現況地物における文字列			
縦断面図	D0PF0020.P21	〇〇設計株式会社	〇〇CAD Ver1.0	1:100	2	001														
標準横断面図	D0SS0030.P21	〇〇設計株式会社	〇〇CAD Ver1.0	1:100	3	001														
小構造物図	D0LS0040.P21	〇〇設計株式会社	〇〇CAD Ver1.0	zushi	4	001														

図 10-1 スタイルシート（XSL ファイル）を利用した表示（例）

※21 XSL (eXtensible Style Language) : XML 文書の書式(体裁)を指定するスタイルシートを提供する仕様です。

XSL を使用すると、XML で記述されたものを表形式などで見ることが出来ます。

10.2. 事前協議チェックシート（土木工事用）

土木工事において電子検査・電子検査を円滑に行うための事前協議チェックシートは、下記 WEB ページから入手してください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/yokohamadensi.html

なお、CAD データ、測量、地質・土質調査の事前協議チェックシートについては、「CAD ガイドライン」、「測量ガイドライン」、「地質ガイドライン」の参考資料に添付されています。

10.3. 用語解説

A

ASP (エーエスピー、Application Service Provider)

インターネット上で利用できるアプリケーションソフトのレンタル等の有償サービス事業者をいいます。

ASP で提供されるサービスは、電子掲示板、ファイル保管管理等の機能を持つ情報共有ソフト等があります。ASP は、各種業務用ソフト等のアプリケーションソフトをデータセンター等において運用し、ソフト等をインターネット経由でユーザー（企業）に提供しています。

C

CAD (キャド、Computer Aided Design)

設計者がコンピュータの支援を得ながら設計を行うシステムのことをいいます。図形処理技術を基本としており、平面図形の処理を製図用途に応用したものを 2 次元 CAD、3 次元図形処理を製品形状の定義に利用したものを 3 次元 CAD といいます。デザイン、製図、解析など設計の様々な場面で活用されます。

CALS/EC (キャルスイーシー、

Continuous Acquisition and Life-cycle Support/Electronic Commerce)

「公共事業支援統合情報システム」の略称です。横浜市では、「公共事業の IT 化 (CALS/EC)」と題して導入・推進しています。

従来は紙で交換されていた情報を電子化するとともに、ネットワークを活用して各業務プロセスをまたぐ情報の共有・有効活用を図ることにより、公共事業の生産性向上やコスト削減を実現するための取組みです。

CALS とは、企業間や組織間において、事業や製品等の計画、設計、製造、運用、保守に至るライフサイクルの各段階間や関係者間で発生する各種情報を電子化し、その伝達、共有、連携、再利用を効率的に行いコストの削減や生産性の向上を図ろうとする活動であり、概念です。

EC とは、電子化された商取引を意味します。横浜市では公共事業の調達行為の一部をインターネットで行っています。

CD-R (シーディーアール、Compact Disc Recordable)

データの記録専用の CD です。

記録する方式により一度だけ書き込める方式と追記が可能な方式があります。ただし、書き込まれたデータは消去できません（論理的に認識できないようにすることはできません）。

容量は、現在では 700MB 程度までが主流であり、さらに拡張したものもあります。

標準的な論理フォーマットには、ISO 9660 等があります。

D

DTD (ディーティーディー、Document Type Definition)

XML 等で文書を記述する際、タグを利用して、データの要素・属性、構造（見出し、段落等）を定義するものです。（※XML⇒「XML」の項、参照。）

DVD-R (ディーバイディーアール、Digital Versatile Disk Recordable)

DVD-R は、記録型 DVD の規格の一つであり、1 度だけ書きこみが行える追記型 DVD のことです。DVD-ROM や DVD-RAM など他の DVD 規格とも互換性があります。

E

Exif (エグジフ)

Exif は、デジタルカメラの画像データの中に埋め込むデータフォーマットのことで、一般的なデジタルカメラだけではなく、ビデオカメラや携帯電話の静止画撮影機能で撮影されたものにも記録されています。

対応しているファイルフォーマットは JPEG と TIFF で、JEIDA によって標準化され、各社のデジタルカメラに採用されています。画像についての情報や撮影日時などの付加情報を記録できるほか、縮小画像(サムネイル)を記録することができます。カメラの機種、撮影日時、絞り、シャッタースピードなどの情報を画像自身に埋め込んであり、対応したツールを使えば誰でも簡単に見ることができます。

G

GIS (ジーアイエス、Geographical Information System)

デジタル化された地図（地形）データと、統計データや位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を統合的に扱う技術です。地図データと他のデータを相互に関連づけたデータベースと、それらの情報の検索や解析、表示などを行なうソフトウェアから構成されています。データは地図上に表示されるので、解析対象の分布や密度、配置などを視覚的に把握することができます。

I

ISO9660 フォーマット

ISO で規定される CD-R 等での標準的なフォーマットのひとつです。

特定の OS (オペレーティングシステム)、ハードウェアに依存しないため、このフォーマットの CD-R は、ほとんどの PC の OS 上で読み込むことができます。

ISO9660フォーマットにはレベル1からレベル3までの段階があり、電子納品要領・基準では、長期的な保存という観点から、ISO9660フォーマットの中でもOS間での互換性が最も高い「レベル1」を標準としています。ただし、レベル1の場合、ファイル名等の規則は厳しく、「名前+拡張子」の8.3形式のファイル名で、使える文字は半角アルファベットと0～9の数字、「_」(アンダースコア)に限られ、ディレクトリ名は8文字までの制限があり、ワープロソフト等で一般的になった4文字の拡張子に対応できないため、Joliet に移行しました。

J

Joliet (ジョリエット)

マイクロソフト社が設計した、ISO9660の拡張規格であり、1文字2バイトで表現するUnicodeを採用し、128バイト(64文字)までの長いファイル名に対応しています。流通しているほとんどのOSが対応しており、Jolietを利用できないシステムでもISO9660レベル1として読み込めるようになっていることから、ワープロソフト等で一般的になった4文字の拡張子に対応するため、電子納品に関する要領・基準での標準として採用しました。

JPEG (JPEG、Joint Photographic Experts Group)

静止画像データの圧縮方式の一つです。ISOにより設置された専門家組織の名称がそのまま使われています。圧縮の際に、若干の画質劣化を許容する(一部のデータを切り捨てる)方式と、まったく劣化のない方式を選ぶことができ、許容する場合はどの程度劣化させるかを指定することができます。方式によりばらつきはありますが、圧縮率はおおむね1/10～1/100程度です。

O

OCF 検定

OCF 検定は、(一社)オープンCAD フォーマット協議会が実施する、CAD ソフトウェアやビューアのSXF仕様への準拠性を検定するものです。この検定に合格したCAD ソフトウェアやビューアは、SXF データの互換について一定の基準が満たされていることから、目視確認等において、OCF 検定合格のビューア等を使用することとしています。検定内容の詳細については(一社)オープンCAD フォーマット協議会のホームページを参照してください。

<http://www.ocf.or.jp/>

P

PDF（ピーディーエフ、Portable Document Format）

PDFは、Adobeが1993年に公開した電子文書のためのフォーマットです。

OSの違いに関わらず文書の作成、閲覧や印刷が行えるため、文書のやり取りをする際の形式として広く一般に普及しています。また、2008年には「Portable Document Format (PDF) 1.7」としてISO標準（ISO32000-1）として認定されています。

S

SAF（サフ）ファイル

SXF Ver. 3.0 レベル 2 以上の機能を利用した場合に生成される属性のファイルです。SAFファイルのファイル名称は、参照する（元図となる）CADデータのファイル名称と同様とし、拡張子をSAFとします。

SXF（エスエックスエフ、Scadec data eXchange Format）

異なるCADソフト間でデータの交換ができる共通ルール（中間ファイルフォーマット：交換標準）です。「CADデータ交換標準開発コンソーシアム」において開発されました。

この交換標準はコンソーシアムの英語名称であるSCADEC (Standard for the CAD data Exchange format in the Japanese Construction field) にちなみ、SXF標準と呼ばれています。SXFのファイル形式は、国際規格であるSTEP/AP202（通称STEP/AP202）に準拠し、電子納品で採用されている、拡張子「.P21」のSTEPファイル（P21ファイルと呼びます）と、国内でしか利用できないファイル形式である、拡張子「.SFC」のSFCファイル（Scadec Feature Comment fileの略、SFCファイルと呼びます）があります。

P21ファイルは、国際規格であるISO10303/202に則ったファイル形式であり、自由なデータ交換が可能となるように、描画要素に特化したフィーチャから構成されるデータ構造をもっています。

SFCファイルは、フィーチャコメントと呼ばれる国内だけで利用できるローカルなデータ構造を持つファイル形式です。データ構造の違いから、SFCファイルはP21ファイルに比べデータ容量が小くなるために、取り扱いが容易です。

また、P21形式のZIPによる圧縮形式であるP2Z形式、SFC形式のZIPによる圧縮形式であるSFZ形式があります。

SXFビューア等

SXFビューア等は、SXF表示機能及び確認機能要件書(案)（平成21年3月）に従って開発され、OCF検定に合格したSXF形式（P21、SFC）図面データが閲覧可能な閲覧ソフト及びCADソフトです。オープンCADフォーマット評議会のWebサイトにあるOCF検定認証ソフト一覧（以下のURL）で市販のSXFビューア等が紹介されています。

http://www.ocf.or.jp/kentei/soft_ichiran.shtml

SXF ブラウザが2014 年4 月9 日をもって提供を終了したことから、今後、SXF データの表示や印刷等は、SXF ビューア等を利用してください

T

TIFF (ティフ、Tagged Image File Format)

画像データのフォーマットです。1 枚の画像データを、解像度や色数、符号化方式の異なるいろいろな形式で一つのファイルにまとめて格納できるため、アプリケーションソフトに依存しない画像フォーマットとなっています。

なお、G4 規格は、電気通信の規格の一つで、TIFF ファイルの画像の転送、記録方式の一つとして採用されています。G3 規格より高い圧縮率が得られます。

U

UDF Bridge (UDF ブリッジ)

Universal Disk Format (ユニバーサルディスクフォーマット、UDF)

UDF はファイルシステムの一つで ISO 等によって標準化され、オペレーティングシステムに依存しないのが特徴です。また、CD-ROM の普及によって標準化している「IS09660」のアクセス手段でも読み出しが可能なフォーマット形式です。

UDF 2.6

2.6 は UDF のリビジョンです。BD-R で採用されます。

X

XML (エックスエムエル、eXtensible Markup Language)

文書、データの意味及び構造を記述するためのデータ記述言語の一種です。

ユーザが任意でデータの要素・属性や論理構造を定義できます。1998 年 2 月に W3C (WWW コンソーシアム) おいて策定されています。

XSL (エックスエスエル、Extensible Stylesheet Language)

XML 文書の書式(体裁)を指定するスタイルシートを提供する仕様です。XSL を使用すると、XML 文章を表形式などで見ることができます。1999 年 11 月に W3C (WWW コンソーシアム) において策定されています。

あ

ウイルス

電子ファイル、電子メール等を介して次々と他のコンピュータに自己の複製プログラムを潜伏させていき、その中のデータやソフトウェアを破壊するなどの害を及ぼすコンピュータプログラムのことです。

ウイルスチェック

ウイルスチェックソフトを用いてコンピュータウイルスを検出・除去する処置のことをいいます。

か

管理ファイル

電子成果品の電子データを管理するためのファイルです。データ記述言語として XML を採用しています。

電子納品では、電子成果品の再利用時に内容を識別するため、工事、業務に関する管理情報や報告書・図面等の管理情報（管理ファイルと DTD）を電子成果品の一部として納品することになっています。

※XML⇒「XML」の項、参照。

※DTD⇒「DTD」の項、参照。

公共事業の IT 化（CALS/EC）

※「CALS/EC」の項、参照。

コリンズ（CORINS Construction Records Information Service）

コリンズは、公共事業の入札・契約において、透明性・客観性・競争性を確保することを目的に、公共事業発注機関が共同で利用できる工事实績情報システムです。（一財）日本建設情報総合センターが公益法人という立場で、建設企業からの工事カルテの登録を基に工事实績情報のデータベースを構築し、各公共工事発注機関へ情報提供を行っています。

さ

サーバ

ネットワーク上でサービスや情報を提供するコンピュータのことです。

インターネットではウェブサーバ、DNS サーバ（ドメインネームサーバ）、メールサーバ（SMTP/POP サーバ）等があり、ネットワークで発生する様々な業務を内容に応じて分担し集中的に処理します。

- ・ウェブサーバ：ホームページ等のコンテンツを収め情報提供を行うもの
- ・DNS サーバ：IP アドレスとドメイン名の変換を行うもの

- ・SMTP/POP サーバ：電子メールの送受信を行うもの

事前協議

工事・業務の開始時に、発注者と受注者の間で行われる協議のことをいいます。協議において、電子納品に関する取り決めをしておくことが、電子納品の円滑な実施の重要なポイントになります。

地盤地図情報 「地盤View（じばんびゅー）」

横浜市の地盤に関する情報を地図上にまとめたものです。

横浜市では、公共事業の効率化およびコスト削減の観点から、全庁的な取組として道路・下水道事業等で行われた地盤調査業務委託の報告書を集約し、庁内各部署への資料提供を行っています。この報告書のうち、公共性・社会ニーズが高い地盤情報データ（ボーリング資料）をインターネットにて一般公開し、公共事業データの有効活用を図っています。

横浜市の web サイトから、閲覧することができます。

<http://www.city.yokohama.jp/kankyo/>

工事施工中の情報共有システム

工事施工中の情報共有システムとは、工事施工中に発注者と受注者間に発生する情報を、インターネット経由で交換・共有するシステムです。

情報共有システムを導入する際に、満たすべき機能を取りまとめた「工事施工中における発注者と受注者間の情報共有システム機能要件」が公開されています。情報共有システムの提供形態は、発注者がサーバを保有・管理する発注者サーバ方式と ASP (Application Service Provider) 方式があります。

情報リテラシー

インターネット等の情報通信やパソコン等の情報通信機器を利用して、情報やデータを活用するための能力・知識のことです。

スタイルシート

HTML や XML などの文章の書式（体裁）を指定することです。スタイルシートの標準として、CSS (Cascading Style Sheets)、XSL (Extensible Stylesheet Language) などがあり、「電子納品要領（工事）」では、XSL を採用しています。

世界測地系

世界測地系とは、世界で共通に利用できる位置の基準をいいます。

測量の分野では、地球上での位置を経度・緯度で表わすための基準となる座標系及び地球の形状を表わす楕円体を総称して測地基準系といいます。つまり、世界測地系は、世界共通となる測地基準系のことをいいます。

これまで、各国の測地基準系が測量技術の制約等から歴史的に主に自国のみを対象として構築されたものであるのに対し、世界測地系は世界各国で共通に利用できることを目的に構築されたものです。世界測地系は、GPS等の高精度な宇宙測地技術により構築維持されています。

・日本測地系

日本測地系は、明治時代に全国の正確な1/50,000地形図を作成するために整備され、改正測量法の施行日まで使用されていた日本の測地基準系を指す固有名詞です。

・日本測地系から世界測地系への移行

「測量法及び水路業務法の一部を改正する法律」が、平成13年6月20日に公布され、平成14年4月1日から施行されました。この改正により、基本測量及び公共測量が従うべき測量の基準のうち、経緯度の測定は、これまでの日本測地系に代えて世界測地系に従って行わなければならないこととなっています。

・世界測地系（JGD2000）と世界測地系（JGD2011）

世界測地系は、概念としてはただ一つのものでありますが、国ごとに採用する時期や構築に当たっての詳細な手法及び実現精度が異なります。従って、将来、全ての国が世界測地系を採用したとしても、より精度の高い測地基準系を構築する必要性が生じた場合や、地殻変動が無視できないほど蓄積した場合は、各国の測地基準系を比較したり、ある国の測地基準系だけが再構築されたりします。このため、測地基準系には、構築された地域ごとに個別の名称が付けられています。

世界測地系（JGD2000）とは、世界測地系のうち我が国が構築した部分の名称をいいます。命名に当たっては、我が国の測地基準系であること、二千年紀の初頭に構築されたことを意識しています。世界測地系に移行した2002年4月から2011年10月までの日本の公式測地系でした。

世界測地系（JGD2011）とは、東北地方太平洋沖地震による地殻変動で、測量法施行令が2011年10月に改正されたことに伴って命名された測地基準系の名称です。

た

ダウンロード

ネットワーク上の他のコンピュータにあるデータ等を、自分のコンピュータへ転送し保存することをいいます。ダウンロードの反対語は、アップロードといます。

テクリス（TECRIS Technical Consulting Records Information Service）

テクリスは、コンサルタント企業等の選定において手続きの透明性・客観性、競争性をより高めつつ、技術的に信頼のおける企業を選定するための業務実績情報システムです。（財）日本建設情報総合センターが公益法人という立場で、コンサルタント企業等からの業務カルテの登録を基に業務実績情報のデータベースを構築し、各業務発注機関へ情報提供を行っています。

TECRISからの情報提供により、発注者は、建設企業及び技術者の業務実績の把握及

び技術力の適正な評価を行うことができます。また、受注者にとっても、自社の業務実績情報が公共工事発注機関に届きますので、営業支援の役割を果たします。

電子署名

デジタル文書の正当性を保証するために付けられる署名情報です。文字や記号、マークなどを電子的に表現して署名行為を行うこと全般を指します。現実の世界で行われる署名を電子的手段で代替したものです。特に、公開鍵暗号方式を応用して、文書の作成者を証明し、かつその文書が改ざんされていないことを保証する署名方式のことを「デジタル署名」といいます。

電子成果品作成支援ツール

各電子納品要領・基準に従った電子成果品の作成を支援（管理ファイルの作成やファイル命名規則に従ったファイル名に変換など）することを目的としたソフトウェアをいいます。

電子納品・保管管理システム

電子納品・保管管理システムは、国土交通省が電子成果品を保管・管理するために開発したシステムで、登録された電子成果品の検索・閲覧が可能になります。

電子媒体（メディア、記憶メディア、記憶媒体）

FD、CD、DVD等、データを記録しておくための記録媒体を指します。

CDでは、書き込み専用のメディアであるCD-R、読み込み専用のCD-ROM、書き換えができるCD-RW等があります。

は

フォント

コンピュータを使って文字を表示したり印刷したりする際の文字の形です。また、文字の形をデータとして表したものをフォントと呼ぶ場合もあります。

・等幅フォントとプロポーションアルフォント

すべての文字を同じ幅で表現するフォントを等幅フォント、文字ごとに最適な幅が設定されたフォントをプロポーションアルフォントと呼びます。

・ビットマップフォントとアウトラインフォント

文字の形を小さな正方形の点（ドット）の集まりとして表現するフォントをビットマップフォント、基準となる点の座標と輪郭線の集まりとして表現するフォントをアウトラインフォントと言います。ビットマップフォントは高速処理が可能な反面、拡大・縮小すると文字の形が崩れてしまうという欠点があります。アウトラインフォントは表示や印刷に時間がかかりますが、いくら拡大・縮小しても美しい出力が可能です。コンピュータやプリンタの性能の向上に伴って、次第にアウトラインフォントが

使われるようになっていきます。

・主なフォント

TrueType フォント

TrueType フォントは、アウトラインとして格納されており、デバイスに依存しないフォントです。任意の高さにサイズを変更でき、画面に表示されるとおりに正確に印刷できます。Apple 社と Microsoft 社が開発し Macintosh、Windows に標準で採用しています。大きなサイズでもギザギザのない美しい文字で画面表示や印刷ができます。

ベクタ フォント

数学的な原型を基にレンダリングされるフォントです。個々の文字が、点と点の間を結ぶ線の集合として定義されています。サイズ及び縦横比を変えても見栄えが悪くなることはありません。

ベクタフォントがサポートされているのは、現在でも多くのプログラムで利用されているためです。

ラスタ フォント

ビットマップ イメージとしてファイルに保存され、画面や紙に一連のドットを表示することにより作成されます。ラスタ フォントは、特定のプリンタのために特定のサイズと解像度で作成されており、拡大縮小又は回転することはできません。ラスタ フォントをサポートしないプリンタではラスタ フォントは印刷できません。ラスタ フォントがサポートされているのは、現在も多くのプログラムで利用されているためです。

プロッタ フォント

点と点を線分でつなぐ方法で作成されるフォントです。プロッタ フォントは、任意の大きさに拡大又は縮小でき、主にプロッタによる印刷に使われます。

や

有効画素数

デジタルカメラなどに内蔵された受光素子のうち、実際に撮影に使用される素子の数を指します。総画素数より若干少ない値となります。

横浜市電子納品チェッカー

電子成果品のフォルダ構成、管理項目、ファイル名、レイヤ名などについて、電子納品要領・基準への整合性をチェックする横浜市のプログラムです。

CD-R 等の電子媒体に納められた電子成果品の管理ファイル (XML ファイル)、ファイル名、フォルダ名等が「設計業務等の電子納品要領」または「工事完成図書の電子納品要領」に従っているか否かを確認することができます。ただし、成果品 (報告書や CAD 等) の内容を確認することはできません。

横浜市「公共事業の IT 化 (CALS/EC) の推進」Web サイト

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/) で公開されています。

ら

レイヤ

レイヤは、CAD 図面を作成する際に、作図要素を描画する仮想的なシートを意味します。一般的に、1 枚の図面は複数のレイヤで構成され、各レイヤに表示・非表示することが可能です。CAD 製図基準では、電子納品された CAD 図面の作図・修正及び再利用が効率的に行うことを目的に、工種毎に作図要素を描画するレイヤを定めています。

11. 補足

11.1. CALS/EC と電子納品

CALS/ECとは、Continuous Acquisition and Lifecycle Support / Electronic Commerceの略で、「公共事業支援統合情報システム」を意味します。従来は紙でやり取りされていた情報を、電子化すると共にネットワークを利用して各業務プロセス（調査、計画、設計、工事、維持管理、更新等）をまたぐ情報の共有や有効利用を図るための仕組みをいいます。

電子納品は、情報の電子化という観点で、このCALS/ECの一端を担っています。

11.2. 電子納品を構成する成果物について

11.2.1. 管理ファイルについて

電子納品には、検索を容易にするため、データベースを構築するために、管理ファイルを格納します。管理ファイルには、工事全体の情報を記載した工事管理ファイル(INDEX_C.XML)や、打合せ簿等を管理する打合せ簿管理ファイル(MEET.XML)等があります。工事管理ファイルに記入する項目(管理項目)は、次のものがあります。

基礎情報：メディア番号、適用要領基準等
工事件名等：発注年度、工事番号、工事名称等
場所情報：測点情報、境界座標情報等
発注者情報：発注者コード等
請負者情報：受注者名、受注者コード等

これら管理ファイルは、XML形式にて作成します。

XML：eXtensible Markup Language (拡張可能なマークアップ言語)

XMLは、人が読む文書とコンピュータが解釈するデータの両方の記述を目的としたデータ記述言語の一種です。業務管理ファイルの基礎情報の部分は、XML形式で記述すると次のようになります。

```
<基礎情報>
<メディア番号>2</メディア番号>
<メディア総枚数>3</メディア総枚数>
<適用要領基準>土木 201009-01</適用要領基準>
<施工計画書フォルダ名>PLAN</施工計画書フォルダ名>
<施工計画書オリジナルファイルフォルダ名>PLAN/ORG</施工計画書オリジナルファイルフォルダ名>
<打合せ簿フォルダ名>MEET</打合せ簿フォルダ名>
<打合せ簿オリジナルファイルフォルダ名>MEET/ORG</打合せ簿オリジナルファイルフォルダ名>
<写真フォルダ名>PHOTO</写真フォルダ名>
<工事完成図フォルダ名>DRAWINGF</工事完成図フォルダ名>
<台帳オリジナルフォルダ情報>
<台帳オリジナルファイルフォルダ名>REGISTER/ORG001</台帳オリジナルファイルフォルダ名>
<台帳オリジナルファイルフォルダ日本語名>〇〇施設基本データ
</台帳オリジナルファイルフォルダ日本語名>
</台帳オリジナルフォルダ情報>
. . . . .
```

図 11-1 工事管理ファイル

XML形式で記述されていれば、人が見てもデータの意味合いが分かります。

例えば、数値データで 2, 3 とあっても、何のデータか分かりませんが、<メディ

ア番号>2</メディア番号>や<メディア総枚数>3</メディア総枚数>のようにタグで囲われて記述されていたら、メディア番号が 2、メディア総枚数が 3 であることが分かります。

管理ファイルのサンプルは次の URL にて入手ができますので、参考にしてください。

http://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/

11. 2. 2. DTD について

DTD とは、Document Type Definition (文書型定義) の略で、XML ファイルの記述方法や構造などの文法を定義したファイルです。(このような文法を規定する言語をスキーマ言語といいます。DTD は XML のスキーマ言語の一つです。) 電子納品においては、DTD ファイルを編集する必要はなく、次の URL から入手ファイルそのまま電子媒体に格納してください。

http://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/

11. 2. 3. XML ファイルの開き方、修正方法

XML データを開く、簡易的な方法は、次のとおりです。

INDEX_C.XML を開く場合

INDEX_C.XML と INDE_D05.DTD を同一のフォルダに入れて下さい。

テキストエディタ (WINDOWS XP の場合、メモ帳があります。[スタート]-[プログラム]-[アクセサリ]-[メモ帳]) を立ち上げます。

テキストエディタを用いて、編集・保存してください。

インターネットブラウザを用いても XML ファイルを開くことはできますが、編集することができないことがあります。

11. 2. 4. フォルダ名とファイル名について

フォルダ名とファイル名は、半角英数字大文字を使用し 8.3 形式にて記述します。8.3 形式とは、ファイル名部分 8 文字以内+拡張子部分 3 文字以内 (○○○○○○○○○.○○○) の記述形式のことです。この形式であると、OS の種類を問わず、ファイルを開くことができます。電子納品に置いては、保存してあるファイルを間違いなく開くことを目的とし、8.3 形式を採用しています。

11.2.5. 図面データ形式について

図面は CAD ソフトにて作成します。電子納品として格納する図面データ形式は、SXF 形式とします。SXF とは、Scadec data eXchange Format (CAD データ交換標準開発コンソーシアムのデータ交換フォーマット)の略です。SXF 形式には SXF(P21)形式と SXF(SFC)形式の2種類があります。

SXF 形式は、異なる CAD ソフト間でデータの交換が出来る共通ルール (中間ファイルフォーマット: 交換標準) です。

例えば、A 社の CAD ソフトを用いてそのソフト独自のファイル形式でファイルを作成した場合、そのファイルは B 社の CAD では見る事が出来ません。しかし、A 社のソフトにて SXF 形式でファイルを保存すれば、B 社の CAD でも SXF 形式のファイルを開く事が出来ます。(A、B 社ともに SXF 形式をサポートしている場合)。

SXF(P21)形式と SXF(SFC)形式の違いは次のとおりです。

表 11-1 P21 と SFC の違い

SXF (P21) 形式	SXF (SFC) 形式
国際規格に準拠しています。ファイル容量は大きくなります。	日本国内での利用を目的としています。ファイル容量は SXF (P21) 形式と比較すると小さくなります。

横浜市では、電子成果品として電子媒体に格納する図面の形式は SXF(P21)形式とします。しかし、途中のデータのやり取りについては、図面のファイル形式を規定していませんので、どのようなファイル形式(SFC、PDF、オリジナル形式 等)で行っても構いません。閲覧だけで良い場合は、PDF 形式がファイル容量も小さくなりお勧めです。

11.2.6. 使用文字について

管理ファイル (XML ファイル) を作成する場合と、オリジナルファイル (ワープロ、表計算等) を作成する場合とでは、使用文字に関するルールが少々異なります。

管理ファイルを作成するには、使用する文字に注意を払う必要があります。丸数字 (例: ①) 等にあげられる機種依存文字は、コンピュータの環境によって文字化けを起こしてしまう可能性があるため、長期的な保存にはふさわしくありません。機種依存文字は管理ファイルに使用しないでください。

詳しくは、“国土交通省版「電子納品要領 (案) の使用文字に関する参考資料」”をご確認ください。

http://www.cals-ed.go.jp/cri_otherdoc/

オリジナルファイル (ワープロ、表計算等) を作成の際にも、使用文字に関する参考資料のルールに可能な限り準じてください。なお、CAD データの場合、使用文字の取り扱いが少々異なりますので、「CAD ガイドライン、第 2 編 業務編、5.3.7. CAD データに使用する文字」を参照してください。

11.3. 電子納品作成に必要な機材

電子納品作成に必要な機材は、次のとおりです。

ア) ハードウェア

表 11-2 電子納品作成に必要なハードウェア

機器	主な作業	備考
コンピュータ	各種電子データ作成	CD-R にデータを書き込めるものが望ましいです。
プリンタ	各種資料印刷	CD-R 表面に文字が印刷出来るものが望ましいです。
スキャナ	必要に応じて資料のスキャン	カラーでなければ意味合いが通じない図面・書類もあるので、カラースキャンも可能なものが望ましいです。
デジタルカメラ	写真撮影	100 万画素程度以上の性能が望ましいです。

イ) ソフトウェア

表 11-3 電子納品作成に必要なソフトウェア

ソフトウェア	主な作業	備考
電子納品支援ソフト	電子納品に必要なフォルダや管理ファイルの作成	このソフトを用いなくても電子納品は可能ですが、利用することによって容易にフォルダや管理ファイルを作成できます。
写真管理ソフト	写真の整理、管理ファイルの作成	このソフトを用いなくても写真の整理等は可能ですが、利用することによって作業が容易になります。
CAD ソフト*	図面の作成	SXF 形式の CAD データが取り扱えるソフトが必要です。
SXF ビューア	SXF (P21) 形式の CAD データの閲覧・印刷 (編集の機能はありません)	オープン CAD フォーマット協議会 (OCF) で OCF 検定に合格し認証を取得しているソフトウェアを紹介しています。
横浜市電子納品チェッカー	電子成果品のファイル名や、管理ファイルのフォーマット等の確認	横浜市「公共事業の IT 化 (CALS/EC) の推進」Web サイトから無料でダウンロードできます。

横浜市では、CAD ソフトの統一・指定は予定していません。理由としては、土木・建築など職種により使いやすい CAD ソフトがあるためです。CAD 製図基準(案)に基づき図面が描け、SXF 形式に対応した CAD ソフトを使用してください。

なお、オープン CAD フォーマット協議会(OCF)では、SXF 形式への準拠性を検定していますので、これらの情報も参考にしてください。

SXF ビューア http://www.ocf.or.jp/kentei/soft_ichiran.shtml

横浜市電子納品チェッカー

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/

ウ) インターネット回線

受発注者間でファイルのやり取りを行う際、電子メールの利用は欠かせません。ファイル容量が大きなファイルをやり取りすることが予想されることから、インターネットは回線速度が速いものをお勧めします。

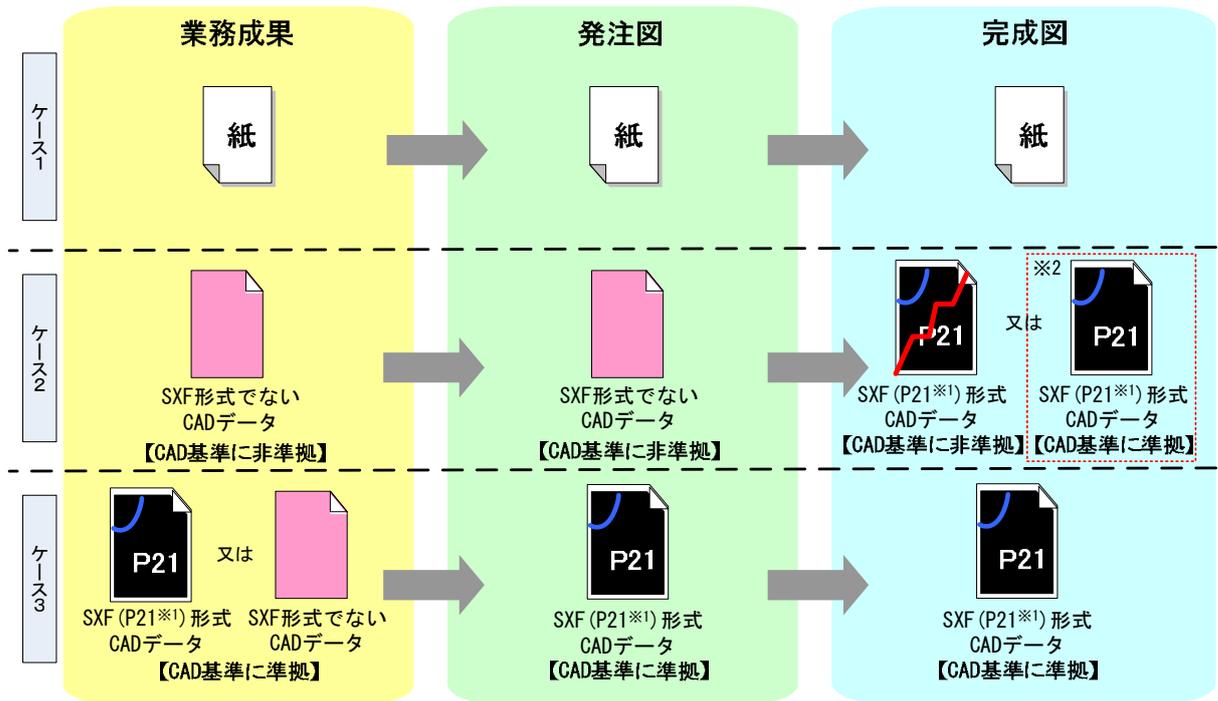
横浜市では、一度の電子メールで受信できるファイルの最大容量は 2M となっています。ファイル容量を小さくするため、PDF 形式や圧縮ツールを活用してください。受信側のセキュリティによっては、自己解凍形式(.exe)ファイルの受信が出来ない場合がありますので、LZH 形式を用いてください。

11.4. 横浜市での図面の電子納品に関する基本的対応方針

横浜市では、発注者はCAD製図基準に準拠した発注図を受託者に渡し、受託者は渡された発注図を利用して完成図を作成することを原則とします（図11-2 ケース3）。

発注者が紙の発注図やCAD製図基準に準拠していないCADデータを受託者に渡した場合、受託者はCAD製図基準に準拠した完成図を作成する義務はありません（図11-2 ケース1、2）。

なお、特別な事情でCAD製図基準に準拠していないCADデータを渡されたにもかかわらず、発注者の指示により受託者がCAD製図基準に準拠したCADデータにて完成図を作成する場合は、設計変更の対象とします（図11-2 ケース1、2 ※2）。



※1 ファイルサイズが大きい場合はSFC形式も可
※2 発注者からの納品指示がある場合、設計変更の対象

図 11-2 図面の電子納品に関する基本的対応方針